

令和6年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年9月5日から令和6年9月19日まで第3回定例会が町役場に招集された。

令和6年9月5日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前10時00分)

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、2番、五十嵐孝子君、3番、目黒克博君のお二人をご指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程のとおり、本日9月5日から9月19日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月5日から9月19日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告5件を提出いたします。

初めに、町長から報告2件の提出がありました。議長報告第10号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、議長報告第11号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」であります。

朗読を省略し、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第10号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議長報告第10号、町長報告第6号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明申し上げます。

この報告は、一般質問に対して実施または検討するとした事項の経過及び結果について報告するものであります。

まず初めに、総務課分。

（1）としまして、令和6年第2回定例会において高久敏明議員からご質問の第1「人口減少社会における行政サービスについて」のご質問でございます。

検討内容については継続して内部で検討中でございます。その内容は、行政手続のオンライン化は、町民が窓口へ出向く時間や交通費などが削減でき、役場の開庁時間外においても手続を行うことができることとなるため、平日に役場へ足を運びにくい方や高齢で外出が難しい方など、多くの町民の利便性の向上につながるものであります。

現在、国のデジタル庁が構築したマイナンバーカードを利用したマイナポータルを活用によって、転出届、介護認定申請や児童手当の現況届のなどの一部の行政手続については、オンラインによる提出が可能となっております。

今後、マイナポータルと連携が可能な行政手続である文化・スポーツ施設等の利用予約や職員採用試験申込みなどについてもオンライン化を導入し、より多くの行政手続でのデジタル化を図ってまいります。

（2）としまして、同じく令和6年第2回定例会において目黒克博議員がおただしの第1「当町選挙投票に関する改善策」のおただしでございます。

検討内容は、継続して内部で検討中でございます。その検討内容は、全ての町民にとって投票しやすい環境を整備することは投票の機会を保障する重要なものであると認識しております。そのため、投票所のバリアフリー化や分かりやすい選挙広報の実施に併せ、運転免許証を返納された高齢者や障がいを持たれた移動手段が限られる方々を対象とした移動式期日前投票所の実施を検討してまいります。

その実施に当たっては、期日前投票期間が長い国政選挙が有効であると考え、令和7年7月執行予定の参議院議員通常選挙から実施できるよう、投票車や備品の調達、諸手続などを調査してまいります。

なお、実施の効果を分析し、その他の選挙にも順次拡大を図っていきたいと考えております。

続きまして、産業課分でございます。

（1）令和6年第2回定例会、五十嵐正康議員おただしの第1「農業に関する施策についての進捗状況」でございます。

内容は、継続して内部で検討中でございます。その内容は、農業を取り巻く環境は、

人口減少による担い手不足や農産物の消費低迷、物価高騰、常態化する異常気象など厳しい状況が続いております。それらに対応していくためには、近隣の市町村と広域的に連携していくことが重要であり、本町が会津西部の拠点として機能していく必要があると考えております。

現在、福島県会津農林事務所会津坂下農業普及所を事務局とする両沼地域担い手支援連携会議が設置されており、両沼地方町村のほか、県、会津よつば農業協同組合、土地改良区との連携を図りながら、様々な施策の推進方策、活動状況等の情報交換を行っております。この会議の場で広域連携の必要性や手法等について協議をしながら、本町の果たすべき役割等を明確にしていまいります。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第11号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議長報告第11号、町長報告第7号「株式会社湯川会津坂下の経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資しております法人、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものであります。

資料、株式会社湯川会津坂下第11期決算報告書についてご説明申し上げます。

初めに、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第11期決算報告書の3ページから4ページの損益計算書をご覧ください。

Iの純売上高につきましては、物産売上げは、対前年度1,818万8,953円増の2億2,579万4,877円。農産物の売上げが、対前年度1,790万4,507円増の3億3,895万2,457円。レストランの売上げが、対前年度1,230万6,803円増の6,586万8,974円。テナント手数料及び共益費等を加え、総額は、対前年度4,660万3,774円増の6億6,805万6,261円の売上げとなりました。

IIの売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで合計4億7,820万2,564円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度1,593万4,110円増の1億8,985万3,697円となりました。

IIIの販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から4ページの雑費までの合計1億8,763万9,564円となり、売上総利益から差し引きますと221万4,151円の営業利益となりました。

IVの営業外収益につきましては、受取利息、物産販売協力金、雑収入で280万6,801円

となり、Ⅴの営業外費用の雑損失2万9,767円を差し引いた経常利益が499万1,185円となりました。

Ⅵの特別利益の4万6,000円を加え、Ⅶの特別損失44万910円、法人税、住民税の98万4,600円を差し引きますと、当期純利益が361万1,675円となり、第10期決算と比較し33万6,750円の減となりました。

1ページ、2ページにお戻りいただきまして、貸借対照表をご覧ください。

令和6年3月31日現在の会社の経営状態を貸借対照表によりご説明を申し上げます。

初めに、資産の部ですが、Ⅰの流動資産の現金・預金から貸倒引当金までの流動資産合計1億2,092万6,974円、Ⅱの固定資産の1の有形固定資産から3の投資その他の資産までの固定資産合計1,876万7,256円、資産合計が1億3,969万4,230円であります。

負債の部ですが、Ⅰの流動負債の買掛金から2ページの未払消費税等までの流動負債合計5,891万332円、Ⅱの固定負債60万円、負債合計が5,951万332円であります。

純資産の部ですが、1の資本金4,450万円、別途積立金が1,500万円、第10期までの繰越利益剰余金を加えた利益剰余金合計が3,568万3,898円、資本金を加えた純資産合計が8,018万3,898円、負債、純資産合計が1億3,969万4,230円となりました。

5ページに株主資本等変動計算書、6ページに個別注記表、7ページに監査報告が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第12号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び出向の状況の点検及び評価の実施報告について」、議長報告第13号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第14号「諸般の報告（第3号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて、おはようございます。

本日ここに令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

第33回夏季オリンピック競技大会が7月26日にパリで開幕し、8月11日までの17日間、32競技329種目で熱戦が繰り広げられました。日本選手団は、陸上競技女子やり投げにおいて、女子フィールド競技では日本人初となる金メダルを獲得した北口榛花選手をはじめ多くの選手の活躍があり、金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個の計45個と、海外開催のオリンピックでは過去最多となりました。

選手の勇往邁進する姿や仲間と勝利を分かち合う姿、また、メダルには手が届かなかったものの全てを出し切った選手、持てる力を出し切れず4年後のリベンジを誓った選手を含め、オリンピックという晴れ舞台において、プレッシャーと戦いながら最後までやり遂げた全ての選手から勇気と感動をいただきました。

町政のかじ取り役を担うに当たり、変革を恐れず何事にも果敢に挑戦することが大切であると、より一層心に刻んだところであります。会津坂下町が、10年後、20年後の将来にわたり、町民が夢と希望を持って住み続けたいと思える町となるよう、全身全霊でまちづくりに取り組んでまいります。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員としてご尽力いただいております教育長職務代理者が任期満了となるため、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものであります。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご意見を賜りたく上程するものであります。

次に、令和5年度一般会計をはじめ各特別会計の歳入歳出決算につきましては、承認を賜ることとなっております。

令和5年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計92億351万1,742円、歳出合計87億5,281万3,233円で、歳入歳出差引額4億5,069万8,509円となりました。

前年度と比較し、歳入では2億6,226万5,000円の増、歳出では3億1,704万円の増となり、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の予算は大きく減少しましたが、創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に対応した給付金事業等の実施やふるさと納税の増などにより、歳入歳出とも増額となりました。

令和5年度の歳入における増減の主なものとして、町税の町民税個人分は1,405万3,000円の増、法人分は60万2,000円の増、固定資産税は5,469万円の増、軽自動車税種別割は87万5,000円の増と、町税全体では6,864万1,000円の増となりました。

次に、普通交付税につきましては1,896万9,000円の増、特別交付税は3,257万1,000円の増、震災復興特別交付税は142万6,000円の減となり、地方交付税全体では5,011万4,000円の増となりました。

次に、国庫支出金につきましては、7,075万4,000円減の9億5,308万1,000円となりました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとするコロナ関連事業の減などであります。

次に、県支出金につきましては、1,770万3,000円増の7億2,661万4,000円となりました。主な要因としては、旧坂下厚生総合病院の解体工事による地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の増などです。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加や企業版ふるさと納税により1億2,955万2,000円増の4億3,430万7,000円となりました。

次に、町債は、橋梁整備事業債の増や臨時財政対策債の借入れなどにより1億215万9,000円増の2億5,105万9,000円となりました。

次に、歳出につきまして、総務費は、ふるさと納税の経費の増や広瀬・川西コミュニティセンター屋上防水改修工事、定住支援事業や地域おこし協力隊の増員などにより1億9,380万7,000円の増、民生費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などにより4,526万4,000円の増。衛生費は、コロナ関連事業の減により2億6,601万4,000円の減、農林水産業費は、ふくしま森林再生事業の減などにより3,213万6,000円の減。商工費は、ばんげ応援商品券配布事業などにより9,596万1,000円の増となりました。土木費は、ばんげひがし公園へのインクルーシブ遊具の設置や繰越事業である旧坂下厚生総合病院除却事業などにより3億2,512万1,000円の増。消防費は、村田区消防団屯所・車庫建設工事や袋原区防火貯水槽設置工事、新館・洲走区への消火栓新設工事により2,114万4,000円の増。教育費は、会計年度任用職員の人件費の増や電気料の増、給食費の食材費の増などにより902万2,000円の増となりました。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。歳入17億8,509万7,707円、歳出17億3,373万2,131円で、歳入歳出差引残額5,136万5,576円となりました。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。歳入23億35万8,168円、歳出22億3,150万2,634円で、歳入歳出差引残額6,885万5,534円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。歳入2億610万3,726円、歳出2億530万2,396円で、歳入歳出差引残額80万1,330円となりました。

次に、下水道事業特別会計決算について申し上げます。歳入7億1,719万4,127円、歳出6億9,981万845円で、歳入歳出差引残額1,738万3,282円となりました。この残額は、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継ぎました。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。歳入、歳出とも1億9,189万6,885円となりました。なお、工事請負費850万3,000円、補償補填及び賠償金4,996万9,000円を翌年度に明許繰越をしたところでもあります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算について申し上げます。歳入6,443万9,219円、歳出6,248万1,755円、歳入歳出差引残額195万7,464円となりました。この残額は、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継ぎました。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。損益勘定については、営業収益は消費税額を除いた金額3億9,267万3,058円で、これに対し営業費用は4億1,231万1,811円となり、差引営業損失が1,963万8,753円となりました。営業外収益は5,568万8,994円で、これに対し営業外費用は831万3,984円となり、差引営業外利益が4,737万5,010円となり

ました。よって、経常利益が2,773万6,257円となり、特別利益3万2,196円を加え、特別損失3万9,776円を差し引いた当年度純利益は2,772万8,677円となりました。この結果、当年度未処分利益剰余金は2億9,519万7,484円となりました。

資本勘定については、資本的収支が、消費税額を含んだ支出額1億9,445万6,096円に対し、収入額8,314万529円となり、その不足額1億1,131万5,567円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

一般会計及び特別会計の詳細につきましては、決算特別委員会においてご審議いただきますようお願いいたします。

次に、会津坂下町税条例の一部を改正する条例につきましては、公益信託に関する法律の改正に伴う改正であります。

次に、会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、12月2日をもって被保険者証が発行されなくなることに伴う改正であります。

次に、会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、アナログ規制の見直し及び下水道法施行令の改正に伴う改正であります。

次に、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画につきましては、本年度をもって前期基本計画の計画期間が満了することから、今後のまちづくりの方向性を示す後期基本計画について、議会基本条例第6条の規定に基づき議決を賜りたいというものであります。

次に、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、12月2日をもって被保険者証が発行されなくなることに伴い、本広域連合規約を改正するに当たり、構成市町村における議会の議決が必要であることから、提案するものであります。

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証は12月2日をもって廃止となりますが、有効期限までは利用可能となります。有効期限の満了後は、マイナ保険証が資格確認書により医療機関を受診することが可能となりますので、引き続き安心して受診していただけるよう取り組んでまいります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第4号）のほか、特別会計補正予算が5件ございますが、特に令和6年度一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億453万6,000円を追加し、84億5,878万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、当初課税が確定したことによる固定資産税の増や、定額減税に伴う町民税・地方特例交付金の増減、普通交付税・国県補助金の確定に伴う増減であります。

歳出の主なものは、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の新設や各施設の修繕等の実施、空き家解体補助金の申請数の増に伴い補助金の増額をするものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、町の最重点事業であります過疎対策事業について申し上げます。

7年ぶりとなる町主催による婚活イベントを8月3日に開催いたしました。町内企業従事者を対象として公募したところ、男女ともに6名の参加があり、参加者からは大変好評をいただきました。第2弾として9月14日、15日にも婚活イベントを開催し、結婚から移住・定住につながるよう、出会いの創出事業として定期的を開催してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

まず、土木建築関係では、町道原村前線道路整備工事を発注したところであり、年度内の完成に向けて進めてまいります。また、町営住宅の長寿命化対策として、古町川尻団地6号棟から8号棟の受水槽設置工事を発注したところであり、年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、上水道関係では、昨年度に実施しました衛星画像解析による管路診断業務により判明した漏水可能性箇所について、今年度は音調調査を実施し漏水箇所を明確にするとともに、早急に修繕をすることで有収率向上に努めてまいります。

次に、公共下水道関係では、下水道管渠整備及び水道老朽管更新等の設計施工を一体化しております管路DB整備事業について、現在、令和7年度の整備完了に向け順次進めているところであります。

次に、農業行政について申し上げます。

冬期間の少雪、春からの少雨により、ダムやため池の貯水量が十分に確保されず、農業用水の不足が懸念されたことから、7月12日に会津坂下町干ばつ対策本部を設置し、渇水による農作物被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携した体制を整備いたしました。幸いにも、7月上旬から平年並みの降雨が続き用水が確保できたことから、8月31日をもって対策本部を解散したところであります。

水稻の状況につきましては、田植以降天候も安定し、出穂後も必要な用水が確保され、災害等も発生しなかったことから、生育はおおむね順調であります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず、商工業行政につきましては、明日9月6日に、会津坂下町雇用促進協議会による新就職者激励会を開催いたします。今年度の町内企業への新就職者は、転職者を含め94名であり、昨年度と比較して10名の減でありました。新就職者激励会の席上では、新就職者作文コンクール表彰式を実施いたします。また、新たな取組といたしまして、町内企業の経営者を講師とする新就職者研修会を開催し、新就職者同士の親睦を深めるとともに、社会人としての心構えやコミュニケーション能力の習得による人材育成を図り、町内企業への定着につなげてまいります。

次に、観光物産行政につきましては、7月7日に御田植祭、8月3日には夜宵の酔祭り、翌4日には夏まつりを開催し、町内外から多くの方々にご来場いただきました。夜宵の酔祭りでは、ばんげ馬の会のご協力の下、新たな取組として、空き店舗を活用したeスポーツフェスティバル会津坂下やそばの販売を実施し、ご好評をいただいたところであります。今後も、守るべき伝統をしっかりと受け継ぎながら、新たな取組を積極的に取り入れ、祭り・イベントによる市街地活性化を図ってまいります。

また、9月15日に開催される秋祭りの宵祭りでは、姉妹都市である埼玉県北本市の北

本ねふたが披露される予定であります。北本市とのさらなる交流促進を図り、にぎわいの創出につなげてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、新庁舎建設場所の候補地ごとの総費用や新庁舎の配置、規模、機能、まちづくりへの影響などを含めた詳細な比較検討資料の作成を進めております。また、専門的な見地から基本計画策定をサポートするCM業務の発注に向けて準備を進めております。

この比較検討資料を基に、新庁舎建設検討委員会や町民懇談会を開催し、町民の皆様との議論を行ってまいります。同時に、議員の皆様にも検討状況をお示しし、町民・町・議会と三者で共有しながら、新庁舎の建設場所や規模についての検討を十分に行ってまいります。その上で、令和7年3月に新庁舎の建設場所について議案を上程したいと考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

通学路の安全を確保するため、合同点検を7月30日に実施いたしました。各学校や地区から情報提供いただいた8か所を、国県機関、保護者等と実際に現場に赴き、安全状況を確認するとともに、その場に合った具体的な対策について検討いたしました。関係機関との連携により可能なものから早急に対応してまいります。

坂下南小学校体育館床改修工事につきましては、予定期間内に完了いたしました。工事期間中は使用中止としておりましたが、2学期始業式より使用を再開しております。

スポーツ分野では、新たな地域おこし協力隊1名を9月1日付で任命いたしました。スポーツ交流事業の企画・立案・運営や情報発信、中学校の部活動地域移行などの業務を担っていただきます。

教育施設の大規模修繕関係では、坂下東小学校校舎屋根塗装工事を次年度に予定していることから、今定例会に実施設計に係る補正予算を計上いたしました。大規模修繕は、優先順位を考慮しながら計画的に実施してまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎同意第3号の上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第3号「教育委員会委員の任命について」。

会津坂下町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、福島県河沼郡会津坂下町大字立川字金山156番地、氏名、慶徳富美子、昭和36年10月11日生まれであります。よろしくお願ひいたします。

◎諮問第1号及び諮問第2号の上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第6、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字堂ノ北甲1152番地3、氏名は横田順であります。昭和33年5月16日生まれであります。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、福島県河沼郡会津坂下町大字新開津字村内19番地、氏名、遠藤浩子、昭和35年4月11日生まれであります。

よろしくお願ひします。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第7、認定第1号「令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から認定第8号「令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

認定第1号 令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について

認定第2号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

- 認定第3号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について
認定第4号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
認定第5号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
認定第6号 令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について
認定第7号 令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
認定第8号 令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について

◎議長（赤城大地君）

これより、順次説明を求めます。

◎議長（赤城大地君）

まず、認定第1号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

認定第1号「令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

令和5年度決算書についてご説明申し上げます。

歳入決算は、決算書の1ページから4ページに記載がございます。3ページ、4ページの合計欄をご覧くださいと思います。

予算現額92億1,826万円、調定額93億2,735万5,594円、収入済額92億351万1,742円、不納欠損額539万7,516円、収入未済額1億1,844万6,336円、予算現額と収入済額の比較1,474万8,258円であります。

歳出決算については、5ページから8ページに記載がございます。7ページ、8ページの合計欄をご覧ください。

予算現額92億1,826万円、支出済額87億5,281万3,233円、翌年度繰越額7,077万円、不用額3億9,467万6,767円、予算現額と支出済額との比較4億6,544万6,767円であります。

9ページをご覧ください。歳入歳出差引額は、4億5,069万8,509円となりました。

次に、実質収支についてご説明いたします。217ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額92億351万2,000円、歳出総額87億5,281万3,000円、歳入歳出差引額4億5,069万9,000円、繰越明許費繰越額2,423万3,000円、実質収支額4億2,646万6,000円と

なりました。

前年度と比較しまして、歳入決算額は2億6,226万5,000円の増、歳出決算額は3億1,704万円の増、実質収支額は3,673万3,000円の減となりました。

実質収支額4億2,646万6,000円の主な内訳につきましては、現予算との比較でご説明申し上げます。歳入では、町税4,745万円、一般寄附金332万円、ふるさと納税寄附金1,568万円が予算を超えて収入し、歳出では、人件費4,623万円、需用費4,635万円、役員費980万円、委託料2,679万円、使用料及び賃借料4,708万円、工事請負費1,913万円、負担金補助及び交付金7,844万円、扶助費3,454万8,000円、繰出金1,499万円、予備費2,905万円が不用額となりました。

これらの要因につきましては、歳入では、企業の好業績による個人町民税や法人税収の増、また、償却資産の増による固定資産税収の増や、ふるさと納税寄附者の増が要因であると分析しております。歳出では、各施設での電気料が見込みより抑えられたこと、乳幼児の減少に伴い健康診査や予防接種事業費の減や、コロナワクチン接種者数の減による事業費の減、雪不足による除雪対策事業費の減が主な要因と分析しております。

次に、歳入歳出の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入について説明をさせていただきますので、事項別明細書の1ページ、2ページをご覧ください。

1款1項1目町民税個人は、給与所得及び農業所得の増により1,405万3,000円増の5億9,496万円となりました。

2目の法人税は、新規事業所の開設や業績好調企業の収益増による法人税割額の増により60万2,000円増の8,314万4,000円となりました。

次に、2項1目固定資産税は、償却資産の増により5,469万円増の8億1,641万円となりました。

2目国有資産等所在市町村交付金は、国・県の台帳価格の増額により10万3,000円増の167万7,000円となりました。

3項1目環境性能割は、課税対象車両の減により74万2,000円減の420万3,000円、2目種別割は、重課車両の増により87万5,000円増の5,992万9,000円となりました。

3ページ、4ページをご覧ください。

4項1目町たばこ税は、課税本数の減により94万円減の1億6,755万2,000円となりました。

2款1項1目地方揮発油譲与税は、財源となる税収の増により7万7,000円増の2,107万3,000円、2項1目自動車重量譲与税は、税収の増により68万5,000円増の6,353万2,000円、3項1目森林環境譲与税は、前年度と同額の388万4,000円となりました。

次に、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

5ページ、6ページをご覧ください。

6款法人事業税交付金は、令和5年度より交付基準の算出根拠が、法人税割と従業者数の割合から従業者数のみに改正になったことにより、842万1,000円増の3,583万3,000

円となりました。

7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

10款地方交付税は、5,011万4,000円増の32億7,456万9,000円となりました。

普通交付税は、公共施設の光熱費高騰に対応した算定や、臨時経済対策費・臨時財政対策償還基金費の創設などにより1,896万9,000円の増、特別交付税は、地域おこし協力隊や通学バスの増便分の増などにより3,257万1,000円の増となりました。

7ページ、8ページをご覧ください。

震災復興特別交付税は、復興特区の償却資産等の評価額の減少により142万6,000円の減となりました。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、10万2,000円減の114万9,000円となりました。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川及び八方頭首工の整備に係る分担金で、5万1,000円減の115万2,000円、2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置分の分担金を見込んでおりましたが、該当がなかったため収入はありませんでした。

3目災害復旧費分担金は、農業災害の受益者分担金で、62万円増の115万2,000円となりました。

次に、2項1目総務費負担金は、会計年度職員の雇用保険料で、9万4,000円増の36万9,000円、2目民生費負担金は、1節老人福祉施設費負担金が、会津長寿園などの老人福祉施設入所費負担金で71万6,000円の減、2節児童福祉費負担金は、保育料の改定に伴う通常保育料の増などにより587万円の増となりました。

9ページ、10ページをご覧ください。

3目衛生費負担金は、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金が777万4,000円の増により3,188万6,000円、4目教育費負担金は、学校給食滞納繰越分の減などにより、50万4,000円減の7,399万4,000円となりました。

13款1項1目総務使用料は、コミュニティセンター使用料の減などにより4,000円減の72万6,000円、2目民生使用料は、保健福祉センター使用料の増などにより5,000円増の3万円となりました。

11、12ページをご覧ください。

3目衛生使用料は、火葬炉使用料が52件減の564件で、206万9,000円減の1,992万6,000円、4目農林水産業使用料は、農産物加工処理施設使用料の減などにより23万円減の17万8,000円、5目商工使用料は、敷地使用料の増などにより10万5,000円増の13万9,000円、6目土木使用料は、住宅使用料の現年度分が67万6,000円の増、滞納繰越分が17万円の減などにより、45万9,000円増の5,953万6,000円となりました。

13ページ、14ページをご覧ください。

7目教育使用料は、幼稚園預かり保育料の見直しなどにより66万4,000円増の222万円、2項1目総務手数料は、戸籍等の交付数の増により24万9,000円増の725万7,000円となりました。

15ページ、16ページをご覧ください。

2目衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料の減により206万2,000円減の1,334万円、3目農林水産業手数料は、国土調査地籍閲覧数の減により5,000円減の7,000円、4目土木手数料は、屋外広告物申請数の増により8万9,000円増の52万6,000円となりました。

14款1項1目民生費国庫負担金は、まず、1節障がい者福祉費負担金は、放課後等サービスなどの利用者の増による障害児施設給付費等負担金の増などにより、375万6,000円増の1億5,255万7,000円、2節児童手当負担金は、延べ対象者数が666名減少したことにより、661万9,000円減の1億2,295万5,000円となりました。

17、18ページをご覧ください。

4節児童福祉費負担金は、町内外の民間保育施設への給付費の減などにより88万円減の8,018万8,000円、5節低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者の増により109万3,000円増の1,404万円、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種数の減により、2,658万7,000円の減の2,599万円となりました。

2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカードの交付枚数の増により、社会保障・税番号制度補助金が17万1,000円の増の924万1,000円、収入未済額の607万7,000円は次年度へ繰越しとなりました。

2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金の増や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推進事業枠）・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が全額増となりましたが、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金及び電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費補助金の全額減により、1,906万8,000円の減の1億2,679万8,000円となりました。

なお、19ページ、20ページの6節老人福祉費補助金の収入未済額721万6,000円は次年度へ繰越しとなります。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金の全額増、出産子育て応援給付金事業補助金が523万3,000円の増となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,110万1,000円の減や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,914万2,000円の減などにより、1億2,214万5,000円減の1億9,923万円となりました。

なお、2節新型コロナウイルス対策費補助金の収入未済額21万6,000円は次年度への繰越しとなります。

4目土木費国庫補助金は、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が751万5,000円の増、道路メンテナンス事業費補助金が3,727万9,000円の増、収入未済額の1,434万2,000円は次年度に繰越しとなりました。

2節住宅費補助金は、827万5,000円減の960万3,000円、3節地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金（繰越明許費）は旧坂下厚生総合病院の解体工事に係る補助金で、7,399万2,000円となりました。

5目教育費国庫補助金は、旧五十嵐家住宅の保存修理完了に伴う建造物保存修理事業費補助金の全額減などにより、1,573万円減の1,283万9,000円となりました。

21、22ページをご覧ください。

3項1目総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金が、処理時間単価の減により2万4,000円の減の29万9,000円、2目民生費国庫委託金は、基礎年金等事務費交付金の増などにより、1万7,000円増の327万9,000円となりました。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費交付金が618万4,000円減の2,236万9,000円、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減者の増により55万1,000円の増の3,962万1,000円、2節障がい者福祉費負担金は、障害児施設給付費等負担金の増などにより、187万8,000円増の7,627万8,000円となりました。

23、24ページをご覧ください。

3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減者の減により398万8,000円減の6,819万6,000円、4節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の均等割分の5割を公費負担とする負担金で、2万円減の53万3,000円、5節児童手当負担金は、延べ対象者数の減により117万5,000円減の2,750万5,000円、7節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、民間保育施設等の利用者の減により89万9,000円の減、子育てのための施設等利用給付交付金は、56万4,000円増の283万3,000円となりました。

2項1目総務費県補助金は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の全額増、みらいを描く市町村等支援事業補助金の全額増などにより、1,083万9,000円増の5,260万4,000円となりました。

2目民生費県補助金は、まず、1節障がい者福祉費補助金は、重度障がい者支援事業費補助金が、医療給付件数の増により271万9,000円増の1,729万3,000円となりました。

25、26ページをご覧ください。

3節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が、放課後児童健全育成事業の部屋数の増によるエアコン設置により459万9,000円増の1,917万円。

3目衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金61万8,000円の増、出産子育て応援給付金事業補助金121万7,000円の増などにより、140万3,000円増の584万5,000円となりました。

27、28ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金は、5,022万5,000円減の2億508万円となりました。

1節農業費補助金の国営造成水利施設管理強化事業補助金は183万4,000円の減、環境保全型農業直接支払交付金は、取組面積の増により201万円の増、農業次世代人材投資事業補助金は337万5,000円の減、農業機械・施設整備補助の産地パワーアップは1,127万6,000円の減、福島県肥料高騰緊急対策事業補助金は全額減となりました。

29、30ページをご覧ください。

2節林業費補助金は、ふくしま森林再生事業補助金の全額減などにより、2,323万6,000円減の200万8,000円。

5目商工費県補助金は、首都圏等での物産販売を実施した消費者風評対策市町村支援事業交付金が、71万1,000円の減で428万9,000円。

6目土木費県補助金は、旧坂下厚生総合病院の解体工事による地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の全額増などで、4,624万5,000円増の4,628万4,000円となりました。

7目教育費県補助金は、ふくしま旬の食材等活用推進事業補助金の全額増、福島県公立学校こどもの安心・安全対策支援事業補助金の全額増などにより、31万2,000円増の263万円。

8目災害復旧費県補助金は、令和4年8月の豪雨で被災した農地・農業施設の復旧工事の繰越分で、2,378万7,000円となりました。

3項1目総務費県委託金は、950万4,000円減の978万6,000円となりました。

1節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金は、県から権限委譲を受けている事務の件数減により22万2,000円減の210万1,000円、3節選挙費委託金は、選挙費の減などで973万円の減の657万4,000円となりました。

31、32ページをご覧ください。

4節統計調査費委託金は、住宅土地統計調査の本調査の実施により44万5,000円増の83万4,000円。

2目民生費県委託金は、生活保護法要介護状態審査判定委託金が1万6,000円の減。

4目農林水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金が1万7,000円増の49万4,000円となりました。

5目土木費県委託金は、県道協力路線除雪委託金の331万5,000円の減などにより、265万4,000円減の1,739万9,000円。

6目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金が6,000円増の450万2,000円。

16款1項1目財産貸付収入は、坂下東土地区画整理地内用地貸付分の全額減などにより、38万8,000円減の733万7,000円となりました。

33、34ページをご覧ください。

2目利子及び配当金は、6,000円減の15万8,000円となりました。

35、36ページをご覧ください。

2項2目物品売払収入は、除雪機械更新に伴う13トン除雪ドーザ1台の売却などにより、74万5,000円増の431万円となりました。

17款1項1目一般寄附金は、一般寄附が8件で1,562万7,000円、2目ふるさと納税寄附金は1万1,221件で、1億4,567万1,000円増の5億1,568万円、3目企業版ふるさと納税寄附金は、1件で300万円となりました。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、令和4年度ふるさと納税分1億7,000万円、令和4年度及び5年度の一般寄附金分1,440万2,000円を各事業へ充当するため繰入れをしたもので、6,454万8,000円増の1億8,440万1,000円、5目減債基金繰入金は、福島県市町村振興基金から借入れした起債2本を繰上償還するため繰入れをしたもので、1,957万8,000円となりました。

37、38ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金は、純繰越金は8,198万円の増、繰越明許費分は66万4,000円の減により、8,131万6,000円増の5億547万4,000円となりました。

20款1項1目延滞金、加算金及び過料は、34万6,000円減の138万3,000円となりました。

39、40ページをご覧ください。

4項2目弁償金は、物品等破損の弁償金などで11万3,000円。

4目雑入の主な増減は、資源ごみ回収売却益94万8,000円の減、後期高齢者医療療養給付費過年度分1,558万3,000円の減、41、42ページ、消防団出動協力金23万6,000円の全額増、袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金76万3,000円の全額増、湯川村学校給食業務受託料199万9,000円の増、コミュニティ助成事業170万円の減、43、44ページ、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業276万2,000円の増、過年度中山間地域等支払事業交付金返還金1,630万8,000円の全額増、45、46ページ、会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会清算金の全額増などにより、461万7,000円減の1億2,789万7,000円となりました。

21款1項1目町債の1の民生債は、子育て支援事業の民間保育施設の町負担分で2,400万円。

2目衛生債は、会津西部斎苑整備事業で100万円増の300万円。

3目農林水産業債は、ため池等整備事業債のうち、宇内地区の県営事業の負担金が100万円減の200万円、大窪地区ため池等整備事業が100万円となりました。

4目土木債は、1節の除雪機械整備事業債が、13トンドーザ1台の更新で600万円増の700万円、橋りょう整備事業債が、ステーションばんげ南公園線跨線橋のJRへの負担金で2,500万円増の3,300万円、繰越明許費分は、丈助橋架替工事の測量設計で3,000万円となりました。

4節の河川改修整備事業債は800万円増の1,100万円、5節の都市下水路整備事業債は、都市下水路ゲート自動化実施設計で570万円の全額増となりました。

47、48ページをご覧ください。

5目消防債は、消防施設整備事業として広域市町村圏整備組合への負担金で300万円、村田屯所建替工事で1,980万円、宇内屯所設計業務で100万円、洲走・新館区の消火栓新設工事負担金が1,200万円、袋原区の防火水槽設置工事で800万円となりました。

6目教育債は、学校給食センターの調理・搬送業務委託で730万円減の2,880万円となりました。

7目臨時財政対策債は、発行により2,865万9,000円となりました。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時11分）

再開は11時20分といたします。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前11時20分)

引き続き説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、次に、歳出についてご説明をいたします。

49、50ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、旅費の増などにより18万8,000円増の8,123万3,000円となりました。

51、52ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、8,979万7,000円増の8億9,194万4,000円となりました。

2節給料は、一般職給料が人事異動により848万円の増の1億2,021万6,000円、53、54ページの会計年度任用職員給料が、428万8,000円減の850万1,000円となりました。

3節職員手当等は、退職手当組合負担金が引下げとなったため251万7,000円の減、4節共済費は、職員共済組合負担金の減などにより45万2,000円の減となりました。

55、56ページをご覧ください。

7節報償費のふるさと納税寄附者は、返礼品の増加により3,498万3,000円増の1億5,405万1,000円、10節需用費は、燃料費が82万6,000円増の480万3,000円、印刷製本費が、契約更新に伴う単価の増により88万6,000円増の687万6,000円となりました。

57、58ページをご覧ください。

11節役務費は、通信運搬費の送料が、ふるさと納税返礼品の増により2,160万円増の2,796万円。

12節委託料は、59、60ページのふるさと納税返礼品発注等業務が644万8,000円の増、民事事件弁護士が41万6,000円の増、ふるさと納税PRが58万5,000円の全額増となりました。

13節使用料及び賃借料は、ふるさと納税を推進するため「ふるさとチョイス」及び「楽天システム」などを活用しているライセンスが1,816万8,000円の増、大会議室等のエアコンの賃借料が43万8,000円の全額増となりました。

14節工事請負費は、本庁舎生活課の空調設備整備や中央公園などへの防犯カメラ設置などで370万1,000円の増となりました。

61、62ページをご覧ください。

2目文書広報費は、印刷製本費の減などで、27万7,000円減の336万2,000円となりま

した。

3目財政管理費は、コピー用紙及び封筒印刷の単価増により、148万4,000円増の274万9,000円、4目会計管理費は、指定金融機関事務取扱手数料の見直しになどにより、1万8,000円増の370万円となりました。

5目財産管理費は、5,779万8,000円増の7億477万8,000円となりました。

10節需用費の光熱水費は、糸桜里の湯ばんげの電気料の減により、248万1,000円減の44万6,000円となりました。

63、64ページをご覧ください。

12節委託料の公共施設等総合管理計画改定業務は、総務省の指針に基づき計画の改定を行ったもので、162万8,000円の全額増。

14節工事請負費は、旧糸桜里の湯ばんげの污水配管撤去や、みんなのトイレ建設に伴う旧町民体育館公衆トイレ解体工事などで276万3,000円の増。

24節積立金は、財政調整基金8,790万7,000円の増、公共施設整備基金6,456万9,000円の減、行政センター建設基金2,511万2,000円の増などにより、5,140万7,000円増の6億9,062万8,000円となりました。

65、66ページをご覧ください。

6目企画費は、6,722万8,000円増の1億9,704万円となりました。

2節給料は、地域づくりコーディネーターの給料で153万9,000円の増、7節報償費は、ドローン操作講習会の講師謝礼で22万円の増、10節需用費は、コミュニティセンターの光熱水費が100万6,000円の減などにより、83万円減の964万4,000円となりました。

67、68ページをご覧ください。

12節委託料の測量設計は、広瀬・川西コミュニティセンターの屋上防水改修工事設計業務及び施工監理業務で、248万6,000円の全額増。

13節使用料及び賃借料は、地方バス運行維持対策定期券が201万8,000円の増、路線バス乗車券が20万3,000円の減。

14節工事請負費は、広瀬・川西コミュニティセンターの屋上防水改修工事などで4,917万4,000円の全額増となりました。

69、70ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行が393万6,000円の増、JR只見線運営事業が60万4,000円の増、地区集会所建設等が204万7,000円の増、社会生活支援事業者に対し、物価高騰への支援として補助金を交付する社会生活支援事業所等物価高騰対策事業は、310万円の全額増となりました。

7目交通安全対策費は、道路反射鏡工事142万1,000円の増などにより、208万6,000円増の474万5,000円となりました。

71、72ページをご覧ください。

8目電算管理費、10節需用費は、印刷製本費が納税通知書の様式変更により315万円の増、73、74ページの12節委託料は、インターネットシステム運用管理支援がホームページ更新のソフトのバージョンアップ完了により218万9,000円の減、地方公共団体情報

システム標準化業務が、行政手続きオンライン化システム構築業務等の完了により765万9,000円の減。

17節備品購入費は、ライブ配信機器・液晶モニターの購入により32万1,000円の全額増となりました。

9目過疎対策費は、1節報酬は、地域おこし協力隊2名の採用により150万1,000円の増。

75、76ページの12節委託料のモニターツアー等は、移住・定住体験や魅力発見ツアーを実施したもので、566万円の全額増となりました。

77、78ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の若者定住促進住宅新築等補助金は、申請が26件で360万円の増、繰越分は申請が5件で210万円、移住支援事業補助金は申請が1件で300万円、地域おこし協力隊生活支援は、地域おこし協力隊2名の採用により395万5,000円の増となりました。

10目新庁舎建設費は、新庁舎建設検討委員会開催の委員報酬などで15万7,000円となりました。

11目用地対策費は、町道舗装事業の町道用地として購入したもので、測量設計で103万5,000円、町道用地購入で63万1,000円となりました。

79、80ページをご覧ください。

2項1目税務総務費の7節報償費は、納税組合数の減により12万5,000円の減、81、82ページの12節委託料の地方税電子申告支援サービスは、共通納税税目に個人住民税、固定資産税、国保税が追加となったことにより86万7,000円の増、13節使用料及び賃借料のライセンスは、債権管理・回収実務の使用料で全額増、22節償還金利子及び交付金は、法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金が214万6,000円の減となりました。

2目賦課徴収費は、3年ごとに実施します固定資産標準等鑑定評価業務の減などにより、1,008万円減の442万7,000円となりました。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、83、84ページの12節委託料が、戸籍附票システム及び会保障・税番号制度システム改修の完了による全額減などにより、1,091万7,000円減の548万5,000円、13節使用料及び賃借料の戸籍総合ブックレスシステム賃借料は、システム機器更改により310万円の増となりました。

85、86ページをご覧ください。

4項1目選挙管理委員会費は、職員手当等の増により62万4,000円増の664万1,000円、2目選挙啓発費は、選挙啓発ポスターの表彰の実施により全額増、3目福島県議会議員一般選挙費は、令和5年11月12日に執行された同選挙に係る経費で全額増となりました。

89、90ページをご覧ください。

4目会津坂下町議会議員一般選挙費は、令和6年3月24日に執行された同選挙に係る経費で全額増。

91、92ページをご覧ください。

5項1目統計調査総務費は、職員手当等の増により32万1,000円増の413万4,000円、

2目総務統計費は、住宅・土地統計調査の調査員報酬等で39万5,000円の増となりました。

93、94ページをご覧ください。

4目農林統計費は、農林業センサスの事前調査の事務費で全額増、6項1目監査委員費は、1万9,000円減の56万6,000円となりました。

3款1項1目社会福祉総務費は、1,228万1,000円減の8億1,558万9,000円となりました。

3節職員手当等は186万3,000円の増、95、96ページの7節報償費は、火災見舞金の支出はありませんでした。12節委託料は、社会福祉事業委託が34万円の増、会津広域権利擁護支援センター設置運営業務が32万2,000円の増となりました。

97、98ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、県後期高齢者医療広域連合への負担金が354万4,000円の増、後期高齢者医療療養給付費は、コロナの影響により令和3年度の利用者が減少したため2,229万3,000円の減、27節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金が保険基盤安定繰出の減などにより712万7,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金は、令和5年度より人件費を計上したことにより、職員給与費等の増で589万4,000円の増、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費繰出しの増などにより444万1,000円の増となりました。

2目障がい者福祉費は、425万8,000円増の3億5,007万6,000円となりました。

99、100ページをご覧ください。

12節委託料のシステム改修業務は、重度心身障がい者医療給付の現物給付化のための改修で94万2,000円の増、基幹相談支援センター事業が、6町村広域で新たに設置したもので全額増。

19節扶助費は、重度障がい者支援事業が、医療給付件数の増により629万5,000円の増、自立支援医療が、人工透析者の更生医療費の減などにより1,373万4,000円の減、自立支援給付費が、居宅介護などの障がい福祉サービス費の増により735万8,000円の増となりました。

22節償還金利子及び割引料は、過年度の自立支援給付等の精算による返還分で、558万9,000円の減となりました。

3目老人福祉費は、680万1,000円減の4,690万9,000円となりました。

101、102ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、シルバー人材センターの補助金が26万5,000円の増、19節扶助費の老人ホーム保護措置費が23万7,000円の増となりました。

5目臨時福祉給付費は、町内事業者に対する物価高騰対策事業支援や、運送事業者に対する運送事業者等支援、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に係る経費になります。

103、104ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の物価高騰対策事業補助金は、395件、1,398万円、運送業者等支援事業補助金は、23件、142万円、住民税非課税世帯臨時特別給付金は、1,626世

帯、4,878万円、重点支援枠分は1,474世帯、1億318万円、推奨事業分は、156世帯に対し468万円を給付いたしました。

2項1目児童福祉総務費は1,738万5,000円減の5,569万2,000円となりました。

105、106ページをご覧ください。

12節委託料は、107、108ページの放課後児童健全育成事業が96万円の減、14節工事請負費は、子育てふれあい交流センターの給水改修工事及び防犯カメラの設置で、1,086万9,000円となりました。

2目児童措置費は、児童手当の対象児童数の減により、971万円減の1億7,784万8,000円となりました。

3目母子福祉費は、乳幼児医療費及び児童医療費の増などにより588万7,000円増の5,721万9,000円となりました。

109、110ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費は、1,881万5,000円増の3億2,558万3,000円となりました。1節から3節までは保育所の職員と会計年度任用職員の人件費などで、1,410万4,000円の増となっております。

111、112ページをご覧ください。

10節需用費の光熱水費は61万2,000円の増、113、114ページの12節委託料の給食業務は、食材の高騰による1食当たりの単価増により153万2,000円の増、14節工事請負費は、保育所の空調設備更新工事を実施し、1,518万円となりました。18節負担金補助及び交付金は、施設型給付費が利用人数の減により375万8,000円の減。

5目臨時福祉給付費は、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付した子育て世帯臨時特別給付金（その他世帯分）に係る経費で、750万2,000円減の807万1,000円となりました。なお、給付金は56世帯に給付をしております。

115、116ページをご覧ください。

3項1目災害救助費は、能登半島地震被災地に職員を派遣した経費で、全額増となりました。

4款1項1目保健衛生総務費は、533万4,000円増の1億1,175万6,000円となりました。

117、118ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料の健康管理システムは、令和4年更新時に、賃借期間を5年から3年としたことにより188万円の増、18節負担金補助及び交付金の救急安心センター事業負担金は、福島県で実施する救急安心センター事業に対する市町村負担金で全額増となりました。

2目予防費は、652万2,000円減の7,045万2,000円となりました。

119、120ページをご覧ください。

12節委託料の健康診査、妊婦等健康診査、予防接種、乳幼児健康診査は、受診者数の減により減額となっております。

18節負担金補助及び交付金の出産子育て応援給付金事業補助金は、妊娠から出産・子育てまでの経済的支援をするもので、対象者数の減により370万円の減。

19節扶助費の妊活応援補助金は、不妊検査の補助で29万3,000円となりました。

121、122ページをご覧ください。

3目環境衛生費は、アメリロ消毒にかかる経費の科目変更や合併処理浄化槽設置整備補助金の増などにより、247万9,000円増の1,011万8,000円となりました。

4目斎苑管理運営費は、123、124ページになります。18節の会津西部斎苑連絡協議会負担金は、過年度の火葬炉等修繕工事等の実績により、412万円の増の1,377万7,000円となりました。

5目新型コロナウイルス感染症対策費は、新型コロナウイルス関連事業の歳出科目の変更や事業完了などにより、2億8,805万4,000円減の8,522万5,000円となりました。

1節報酬は、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬で全額増。

125、126ページの12節委託料の予防接種は、ワクチン接種者の減により2,698万円の減、コールセンター運営は、コロナワクチンコールセンター業務委託や予約システム管理業務委託で151万9,000円の増となりました。

2項1目塵芥し尿処理費は、1,889万7,000円増の2億603万5,000円となりました。

7節報償費の資源ごみ回収は、環境衛生費からの歳出科目変更により全額増、11節役務費の廃棄物収集・運搬は178万円の増となりました。

127、128ページをご覧ください。

12節委託料のごみ危険物不法投棄処理業務は、勝大の大規模林道に不法投棄されていた廃棄物の回収処分により178万円の増。

18節負担金補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が1,461万4,000円の増となりました。

5款1項1目労働諸費は、雇用促進対策費補助金の全額増などにより、26万6,000円増の782万7,000円となりました。

6款1項1目農業委員会費は、農業委員会委員の報酬及び農地利用最適化推進委員報酬の増により、81万2,000円増の651万3,000円となりました。

129、130ページをご覧ください。

2目農業総務費は、凍霜害応援給付金などにより600万9,000円増の6,560万6,000円となりました。

131、132ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の農事組合事業は5万8,000円の減、凍霜害応援給付金は、60件の果樹農家に給付し992万6,000円となりました。

3目農業振興費は、1,227万4,000円減の1億1,799万7,000円となりました。

10節需用費の被服費は、鳥獣被害対策実施隊のベスト及びキャップを作成したもので全額増となりました。

133、134ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会負担金は、ライフル・スラッグ弾射撃場整備完了により203万4,000円の減、135、136ページの環境保全型農業直接支払事業補助金は環境に配慮した取組に対する補助で、取組面積の増で

267万8,000円の増、農業次世代人材投資事業補助金は、5年間補助をするもので、対象者の減により337万5,000円の減、産地パワーアップ事業補助金は、農業機械導入2台分で1,635万3,000円となりました。

4目畜産業費は、肥育素牛導入事業補助金の減などにより9万円減の50万円となりました。

5目農地費は、639万1,000円増の2億4,687万1,000円となりました。

2節、3節は、職員の1名増により617万9,000円の増となりました。

137、138ページをご覧ください。

12節委託料の測量設計が、杉集落の西側にある蟹沢ため池1号、2号廃止工事の測量設計の完了により1,298万円の減、14節工事請負費は、蟹沢ため池1号、2号の廃止工事と宇内区の仲子山ため池排水工事などで、1,301万3,000円の増となっております。

18節負担金補助及び交付金は、139、140ページをご覧ください。

防災ダム事業は、鶴沼防災ダム（二岐、栃沢、宮川）の堆積土砂処理の実施設計に係る負担金で153万2,000円の減、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、逆水2号堤の改修工事に対する負担金で全額増、団体単独土地改良事業は、会津宮川土地改良区の水路改修に対する補助で224万7,000円の増。

27節繰出金の農業集落排水事業特別会計への繰出金は、235万4,000円の増となりました。

6目国土調査費は、地籍測量修正業務委託の全額減などにより33万6,000円となりました。

2項1目林業振興費は、3,190万8,000円減の260万1,000円となりました。会津流域林業活性化センターが令和5年度解散により負担金が全額減、緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合補助金が、事業終了により全額減となっております。

141、142ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、恵隆寺前東屋屋根の修繕や塔寺バイパス入口観光案内看板修繕、工業団地の案内看板設置工事などにより、239万3,000円増の3,343万6,000円となりました。

143、144ページをご覧ください。

2目商工業振興費は、8,134万4,000円増の1億1,517万2,000円となりました。

12節委託料の風評対策PRは、生産者と消費者をつなぐモニターツアーの実施で124万6,000円の増、18節負担金補助及び交付金は、145、146ページになります。商工会運営費は、インボイス対応のサポートや、中心市街地活性化の事業強化により120万円の増、ばんげ応援商品券配布事業は1万4,664部発行し、7,448万2,000円となりました。

3目観光費は、1,222万4,000円増の3,896万1,000円となりました。

10節需用費の被服費は、会津木綿の法被新調などで42万4,000円の増となりました。

147、148ページをご覧ください。

12節委託料の市場調査業務は、冷やしラーメンプロモーション用のポータルサイトを作成したもので全額増、祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託で、新た

に桜まつりの実施や物価上昇による再積算などにより、430万円の増となりました。スキー場周辺施設利活用調査等は、旧スキー場及び周辺施設の活用に関する基礎調査及びイベントを実施し今後の利活用について検討したもので全額増、14節工事請負費は、スキー場周辺施設である炊事場床等を修繕したもので、303万6,000円の増となりました。

8款1項1目土木総務費は、人件費の減などで89万2,000円減の3,339万4,000円となりました。

151、152ページをご覧ください。

2項1目道路維持費は、1,364万8,000円増の1億8,374万円となりました。

10節需用費のトラック除雪機械等修繕は、281万4,000円の増となりました。

153、154ページをご覧ください。

12節委託料の防雪柵設置及び撤去は、労務単価の増により170万3,000円の増、13節使用料及び賃借料の除雪機械は、出動回数の減により1,286万5,000円の減、14節工事請負費は、道路安全施設工事が210万5,000円の増、17節備品購入費は、14トン除雪ドーザ1台の購入で2,112万円の増となりました。

2目道路新設改良費は、道路整備工事の増などにより1,480万7,000円増の7,711万1,000円となりました。

3目街路灯費は、電気料の減などにより58万円減の1,787万1,000円となりました。

155、156ページをご覧ください。

4目防雪サブセンター管理費は、電気料の減などにより15万4,000円減の80万5,000円となりました。

5目橋りょう新設改良費は、1億1,161万9,000円増の1億6,124万8,000円となりました。

12節委託料の道路橋点検業務は、定期点検業務で415万8,000円の増、18節負担金補助及び交付金のJR跨線橋工事は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事の負担金で全額増となりました。

3項1目河川総務費は、河川浄化業務が行政区からの要望面積の増により、17万円増の472万9,000円となりました。

157、158ページをご覧ください。

2目河川維持費は、5河川の護岸工事や水路工事に伴う損失補償により、466万5,000円増の3,189万円。4項1目都市計画総務費は、12節委託料の測量設計が、5年ごとに実施される都市計画基礎調査の実施で全額増となりました。

159、160ページをご覧ください。

2目土地区画整理費は、事業費の増による坂下東第一土地区画整理事業繰出金の増により1,626万5,000円増の1億1,153万5,000円となりました。

4目下水道費は、535万7,000円増の1億3,865万7,000円となりました。

5目都市下水路費は、12節委託料の測量設計が都市下水路ゲート測量実施設計業務で423万5,000円の増、14節工事請負費の用排水路整備は、辰の川護岸補修工事で全額増となりました。

6目公園費は、インクルーシブ遊具の設置工事などにより、1,500万8,000円増の6,908万3,000円となりました。

161、162ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費は、1億2,554万2,000円増の1億9,141万3,000円となりました。

163、164ページをご覧ください。

10節需用費の施設修繕は、古町川尻団地5から8号棟の火災警報器の更新などで596万2,000円の増。14節工事請負費の町営住宅改修工事は、古町川尻団地5号棟給水設備等の改修工事で1,556万5,000円、18節負担金補助及び交付金の旧坂下厚生病院除却事業（繰越明許費）は、事業の完了により1億3,565万2,000円となりました。

165、166ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費は、2,392万4,000円減の3億2,264万9,000円となりました。

167、168ページをご覧ください。

11節役務費の新聞広告は、町消防団の「金ばれん受賞特集」に係る新聞広告料で全額増、18節負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、会津美里消防署新築工事の完了などにより1,764万6,000円の減となりました。

169、170ページをご覧ください。

2目消防施設費は、4,499万円増の4,862万4,000円となりました。

12節委託料の設計・管理は、村田区消防団屯所及び車庫建設に伴う施工監理と宇内区消防団屯所設計で全額増。

14節工事請負費の車庫・屯所は、村田区消防団屯所及び車庫建設工事で全額増、防火水槽は袋原区防火貯水槽設置工事で全額増。

18節負担金補助及び交付金の消火栓設置等は、新館・洲走区に消火栓を新設し、全額増となりました。

3目水防費は、水防訓練等報償金の増で7万8,000円増の12万4,000円となりました。

10款1項1目教育委員会費は、旅費の減により1万円減の96万4,000円となりました。

171、172ページをご覧ください。

2目事務局費は、人件費の増などで127万2,000円増の5,575万2,000円となりました。

173、174ページをご覧ください。

3目子ども支援費は、人件費の増などで734万8,000円増の5,101万3,000円となりました。

175、176ページをご覧ください。

17節備品購入費は、公用車のリース期間満了により買取りのため全額増。

2項1目小学校費の学校管理費は、445万2,000円増の8,568万5,000円となりました。

1節報償費、報酬の用務員は、会計年度任用職員として各小学校に1名ずつ配置し全額増、177、178ページの10節需用費の電気料が137万7,000円の増、施設修繕が、坂下東小学校の屋内運動場修繕などで334万9,000円の増、12節委託料の用務員は、各小学校に会計年度任用職員として配置したことにより114万1,000円の減となりました。

179、180ページをご覧ください。

通学運転業務（増便分）は、朝のバスの増便分で、歳出科目の変更により全額増、アスベスト調査は、小学校及び中学校でアスベスト調査を実施し全額増となりました。

14節工事請負費の施設整備は、わんぱく東クラブ教室と南クラブ教室にエアコンの設置などで1,696万2,000円となりました。なお、坂下南小学校北校舎屋上改修工事の完了により、723万5,000円の減となります。

181、182ページをご覧ください。

2目教育振興費は、特別支援員報酬の増などで559万8,000円増の3,107万3,000円となりました。

1節報酬は、支援を必要とする児童の増加に伴い、特別支援教育支援員の増員により587万2,000円の増、12節委託料の副読本改訂業務は、町郷土学習副読本第3版を改訂し全額増となりました。

3項1目中学校費の学校管理費は、904万6,000円増の4,619万9,000円となりました。

1節報酬の用務員は、小学校管理費同様に会計年度任用職員として1名を配置し全額増、183、184ページの10節需用費の電気料は103万3,000円の増、施設修繕は、プール循環ポンプ装置修繕工事などで398万2,000円の増となりました。

185、186ページをご覧ください。

18節の負担金補助及び交付金の選手派遣費補助金は、157万5,000円の増となりました。

2目教育振興費は、91万9,000円減の3,673万5,000円となりました。

10節の需用費の教材は、学習用タブレット用充電器購入の完了により532万2,000円の減。

187、188ページをご覧ください。12節委託料のICT支援は、ICT教育の教師への授業支援などで401万3,000円の増、13節使用料及び賃借料は、小中学校のノートパソコン及び校務用デスクトップパソコンの更新により186万7,000円の増となりました。

4項1目幼稚園費は、721万8,000円減の2億986万7,000円となりました。

191、192ページをご覧ください。

10節需用費の電気料は117万8,000円の増、193、194ページの13節使用料及び賃借料のライセンスは、コードモンの使用料で46万2,000円の増、17節備品購入費は、ポータブルアンプやタブレットの購入の完了により409万円の減となりました。

5項1目社会教育総務費は、職員の給料・手当等の減などにより115万円減の3,618万9,000円となりました。

195、196ページをご覧ください。

2目公民館費は、電気料の増や中央公民館空調機修繕などにより、244万8,000円増の1,931万6,000円となりました。

199、200ページをご覧ください。

3目町史編さん費は、印刷製本費の減などにより6万4,000円減の58万円、4目埋蔵文化財発掘調査費は、発掘調査員・作業員の人件費などにより361万3,000円増の2,214万7,000円となりました。

201、202ページをご覧ください。

10節需用費の印刷製本費は、立子沼道下遺跡報告書の作成により128万6,000円の増。
5目指定文化財管理費は、旧五十嵐家住宅建造物保存修理工事費の全額減などで、2,526万1,000円減の1,300万3,000円となりました。

203、204ページをご覧ください。

7節報償費の講師・指導者・審判等は、仏像等悉皆調査事業の原稿料などで87万5,000円の増。

10節需用費の印刷製本費は、仏像等悉皆調査報告書の発行で全額増となりました。

12節委託料の樹木枝伐採作業は、天屋の東松整備保全のため全額増となりました。

205、206ページをご覧ください。

6目美術館費は、街路灯等の修繕などにより23万7,000円増の157万9,000円となりました。

6項1目保健体育総務費は、276万5,000円増の1,679万4,000円となりました。

207、208ページをご覧ください。

12節委託料の運動施設管理業務は、旧坂下高校グラウンドの維持管理をバンビィに委託し192万2,000円の増、休日部活動運営業務委託は、中学校の休日運動部活動の管理運営をバンビィに委託し、全額増となりました。

209、210ページをご覧ください。

2目学校給食費は、686万5,000円増の2億1,165万9,000円となりました。

10節需用費の施設修繕は、洗浄室・コンテナプール床の修繕などで243万7,000円の増、211、212ページの賄材料費は、食材費高騰により713万9,000円の増。13節使用料及び賃借料の自動車借上料は、搬送車を1台更新したことにより100万円の増となりました。

213、214ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、災害復旧工事は6地区（宇内区、杉山区、樋渡区、長井区、天屋区、上金沢区）の農用地等の災害復旧工事で95万2,000円の増、補助災害復旧工事（繰越明許費）は、令和4年8月の豪雨被災による袋原地区の農地3か所、本名地区の農業施設2か所の復旧工事で全額増となりました。

12款1項1目公債費、元金は、令和4年度末に行った繰上償還により8,608万円減の10億5,747万7,000円となりました。

2目利子は、長期債利子の減により638万3,000円減の2,313万2,000円となりました。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時06分）

再開を午後1時10分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時10分）

次に、認定第2号から認定第4号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

認定第2号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の2ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税から8款諸収入までの歳入合計で収入済額は17億8,509万7,707円となります。

4ページをお開きください。

歳出については、1款総務費から9款予備費までの歳出合計で、支出済額は17億3,373万2,131円であり、5ページの歳入歳出差引残額は5,136万5,576円となりました。

説明は事項別明細書により行いますので、事項別明細書の2ページをお開き願います。款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1款国民健康保険税2億9,280万246円、対前年比623万9,876円、2.13%の減であります。調定に対する徴収率は90.04%となっております。

4ページをお開きください。

2款使用料及び手数料6万4,490円は、1項1目保健使用料であり、健康管理センター利用料と敷地使用料でございます。

4款県支出金12億6,289万1,702円は、保険給付費等交付金などであり、普通交付金12億3,010万9,528円は保険給付に要する費用となっており、次の保険者努力支援分は、保険者の事業への取組状況により県が評価しインセンティブをつけるもので、769万5,000円の交付を受けたところであり、特別調整交付金211万5,000円は、制度改正によるシステム改修分、非自発的失業に係る保険料軽減分について、申請により交付されたものであります。

県繰入金1,830万5,000円は、レセプト点検や医療費通知、保険事業、特定健診、特定指導など県の基準を満たしたものについて交付となっており、特定健康診査等負担金422万6,000円は、特定健康診査及び健康指導の実施に要した費用を国、県で3分の2負担するものでございます。

6ページをお開きください。

6款繰入金1億7,235万4,694円、対前年比712万6,530円の減となっております、1目1節

保険基盤安定繰入金は、被保険者の減、所得の増などにより、対象人数が減少したことにより531万7,480円減の9,092万8,302円となっております。同じく4節出産育児一時金等繰入金は、対象者2名となり、129万4,000円の減で65万8,000円となっております。そのほかについても法定内での一般会計からの繰入れの部分となります。

7款繰越金5,342万8,376円、対前年比1,152万7,410円、17.74%の減となっております。

8ページをお開きください。

8款諸収入355万6,996円、対前年比100万522円、21.95%の減となっております。うち1項延滞金及び過料は66万108円となっており、3項雑入289万6,008円は、3目一般被保険者返納金205万2,008円は、保険給付の返還金で被保険者32名分となっております。

10ページをお開きください。

同じく5目特定健康診査等負担金38万2,000円は、令和4年度精算に係る追加交付金でございます。

同じく6目雑入46万2,000円は、人間ドック受診者42名分の個人負担分1万1,000円となっております。

歳入合計ですが、一番下の段でございまして、当初予算額18億2,738万9,000円、補正予算額4,976万4,000円の増、予算の計でございまして、18億7,715万3,000円、調定額18億1,746万2,459円、収入済額17億8,509万7,707円で、収入額の対前年比は5,650万910円、3.0%の減でございます。不納欠損額は364万8,856円、収入未済額2,871万5,896円となっております。

次に、歳出でございます。

12ページをお開き願います。

説明は、歳入と同じように、款、項、支出済額の順に説明し、特記事項がある場合のみ備考欄の説明とさせていただきます。

1款総務費5,215万5,276円、対前年比255万円3,764円、5.1%の増は、職員の異動によるものでございます。うち1項総務管理費4,677万3,243円となっております。

14ページをお開きください。

2項徴税費373万5,874円は、地方税統一QRコード等の様式の印刷となったため176万6,193円の増となり、3項運営協議会費は31万350円となっております。

16ページをお開きください。

5項収納率等特別対策費は、納付書が期別ごと1枚ずつになったことにより、封入封緘の作業委託の増により133万3,631円となっております。

18ページをお開きください。

2款保険給付費12億4,106万770円、対前年比2,468万5,114円、1.9%の減となっております。

この保険給付費に関しましては、令和5年度は、コロナ禍の受診控えの反動も落ち着きを見せたことや被保険者の減が要因となっておりますが、1人当たりの医療費については増加傾向となっているところでございます。

うち、1項療養諸費10億6,319万8,013円。1目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助金及び交付金の中の補助金584万6,223円は、医療費無料分として一般会計繰入金の対象となるものでございます。

2項高額療養費1億7,582万4,337円、対前年比751万137円、4.4%の増となっております。

20ページをお開きください。

4項出産育児諸費98万8,420円は2件分の給付、5項葬祭諸費105万円は21人分に対する給付でございます。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金4億1,592万7,679円、対前年比3,464万8,002円、7.6%の減で、これは、県全体として被保険者の減や県の財政安定化基金20億円を投入したことによる減となったものでございます。

22ページをお開きください。

うち1項医療給付分2億8,541万9,200円、2項後期高齢者医療支援金等分9,744万8,391円、3項介護納付金分3,306万88円になります。

続いて、5款保険事業費2,402万1,803円、対前年比272万435円、12.7%の増でございます。これは、特定健診未受診者対策として、国の補助金を活用し委託業務を行ったことによる増となっております。

特定健診は予約制とし実施し、混雑もなくスムーズに健診を実施しました。受診率は対前年比0.6ポイント増の37.2%となっております。

2項1目保健衛生普及費、11節役務費の郵便料及び12節委託料の共同電算処理医療費通知は、医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の通知に関する業務でございます。

24ページをお開きください。

同じく2目疾病予防費の中の12節委託料は、人間ドック42名の方が受診された分でございます。

3項健康管理センター事業費303万3,484円は、健康管理センターの維持管理等に係る経費でございます。

26ページをお開きください。

6款基金積立金については、令和5年度は積立てをせず、年度末の残高は1億2,004万803円となっております。

7款公債費はございませんでした。

8款諸支出金56万円5,400円、対前年比37万9,200円の減となっております。

28ページをお開きください。

うち1目一般被保険者保険税還付金56万5,400円は、被保険者異動による過年度課税分の21件の還付となっております。

9款予備費はございません。

以上、歳出合計、当初予算額18億2,738万9,000円、補正予算額4,976万4,000円、予算計18億7,715万3,000円、支出済額17億3,373万2,131円、不用額1億4,342万869円となっております。

続きまして、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支については、歳入歳出予算額は、実質収支と同額の5,136万6,000円となっております。

30ページは財産に関する調書でございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の2ページをお開きください。

歳入ですが、1款保険料から9款諸収入までの歳入合計で、収入済額23億35万8,168円でございます。

4ページをお開きください。

歳出については、1款総務費から6款予備費までの歳出合計で、支出済額は22億3,150万2,634円であり、5ページの歳入歳出差引残額6,885万5,534円となっております。

令和5年度の決算につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期会津坂下町介護保険事業計画に定められた3年間の事業の最終年度の事業実施内容となります。この3年間の期間中の事業費を3年間に合わせる計算で保険料及び給付費を設定しております。

事業計画書に定めた給付費等に対する3年目の事業実績執行割合は、保険給付費で102.49%、地域支援事業で86.35%となり、給付については見込みより伸びている状況でありました。

介護保険は65歳以上の第1号被保険者の方が主体であります。全国的に高齢化が進み、第1号被保険者の人数は増加しておりますが、本町では65歳以上の人口はピークを過ぎ減少傾向となっており、介護認定率はほぼ横ばいで20.75%となっているところでございます。

説明は事項別明細書により行いますので、事項別明細書の2ページをお開き願います。国保同様、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入でございます。

1款保険料4億3,112万7,403円、前年対比54万1,521円、0.1%の増。調定に対する収納率は99.28%となっております。

2款使用料及び手数料は、配食サービス手数料の42万7,200円は、自己負担額300円で1,424食分の内訳でございます。

3款国庫支出金5億4,752万6,753円、前年対比952万2,800円、1.7%の減。うち1項

国庫負担金 3 億5,968万2,093円、2 項国庫補助金 1 億8,784万4,666円でございます。

4 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金 5 億6,356万7,000円、前年対比1,529万2,000円、2.7%の増でございます。

5 款県支出金 3 億2,432万7,555円、対前年比221万6,342円、0.6%の減でございます。うち1 項県負担金 3 億1,092万5,000円、2 項県補助金1,340万円2,555円でございます。

6 款財産収入3,520円。

6 ページをお開きください。

7 款繰入金 3 億3,984万7,410円、対前年比444万1,266円、1.3%の増でございます。

8 款繰越金9,352万1,558円、対前年比 3 万2,268円のほぼ同額となっております。

9 款諸収入は9,769円でございます。

8 ページをお開きください。

3 項雑入7,100円は、成年後見人申立てによる手数料立替分となります。

歳入の合計ですが、一番下の段で、当初予算額が23億5,844万9,000円、補正予算額1,491万6,000円の減、予算現額の計でございますが、23億4,353万3,000円、調定額23億345万1,281円、収入済額が23億35万8,168円で、収入額の対前年比は148万197円、0.06%の増でございます。不納欠損が44万9,280円、収入未済額が264万3,833円となりました。

次に、歳出でございます。10ページをお開きください。

歳出につきましても歳入同様の説明とさせていただきます。支出済額でご説明申し上げます。

1 款総務費4,418万1,364円、対前年比684万1,731円の減となります。

12ページをお開きください。

2 款保険給付費20億4,935万3,389円、対前年比6,585万7,598円、3.3%の増となっております。うち1 項介護サービス等諸費18億8,185万7,669円。

14ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費1,875万4,471円、対前年比230万7,068円、14.0%の増は、コロナ禍で利用控えだった要支援 1、2 の方たちの利用が増加したことによるものでございます。

16ページをお開きください。

3 項その他諸費153万3,430円で、4 項高額介護サービス等費4,875万1,795円、5 項高額医療合算介護サービス等費487万3,225円。第 6 項市町村特別給付費81万6,288円は、要介護 4、5 の方で常時失禁状態にあり、おむつの使用を必要としている方に、非課税世帯に月3,000円、課税世帯に月1,000円の給付をするもので、50人の方へおむつ券の給付をしております。

7 項特定入所者介護サービス等費9,276万6,521円で、給付の状況でございますが、大きく分けますと、居宅サービス費と施設サービス費で全体の77%を占めてございます。支出の大きいところでは、居宅サービス費では通所介護、訪問介護となります。なお、

令和5年度は、コロナ禍からの回復により通所介護、訪問介護とも増となっております。施設サービスでは、一番多いのが介護老人福祉施設、いわゆる特養となっております。2番目が老人保健施設でございます。利用者の増減により特養が増、老健施設が減となっております。

18ページをお開きください。

3款地域支援事業費7,880万8,873円、対前年比515万726円、6.9%の増。うち1項介護予防・生活支援サービス事業費4,071万6,896円、2項一般介護予防事業費454万2,317円、予防事業の内容でございますが、健康マージャン教室、いきいきふれあいサロン事業などを実施しております。

20ページをお開きください。

3項包括的支援事業等費・任意事業費3,337万507円については、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託したものが主な内容となっております。

22ページ、4目任意事業費の中の12節委託料143万1,450円は、訪問給食サービスの1,424食分でございます。

同じく19節扶助費173万4,000円は、成年後見人町長申立てのうち、生保等該当者への後見人報酬の助成であります。

同じく5目在宅医療・介護連携推進事業費665万2,934円は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するためのものがございます。

同じく6目生活支援体制整備事業費709万5,629円は、医療介護サービスのみならず、多様な事業主体と連携しながら日常生活の支援体制の充実を図っていくものであり、同じく7目751万8,070円は、認知症総合支援事業は、専門知識を有する方による早期の認知症悪化防止のための支援、また、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう総合的支援の体制構築づくりに関する経費でございます。

24ページをお開きください。

8目地域ケア会議推進事業29万3,243円、うち12節委託料11万6,100円は、自立支援型地域ケア会議の専門職7職種の派遣委託でございます。

4款諸支出金3,915万9,008円、これは前年度の給付費精算に係る国や県の負担金や補助金の精算が主な内容であります。

26ページをお開きください。

5款基金積立金2,000万円、対前年比7,000万円の減になります。これによりまして、令和5年度末の基金残高が3億9,224万7,000円となり、これは28ページの財産に関する調書に掲載した内容となっております。

6款予備費の執行はありません。

以上、歳出合計、当初予算額23億5,844万9,000円、補正予算額が1,491万6,000円の減、予算計が23億4,353万3,000円で、支出済額22億3,150万2,634円、支出済額の対前年比は2,614万6,221円、1.1%の増となります。不用額が1億1,203万366円でございます。

27ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は、実質収支額と同額の6,885万6,000円となります。

28ページは、財産に関する調書となります。
説明は以上となります。

続きまして、認定第4号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の2ページをお開きください。

歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの歳入合計、収入済額2億610万3,726円でございます。

4ページをお開きください。

歳出については、1款総務費から4款予備費までの歳出合計で、支出済額は2億530万2,396円であり、5ページの歳入歳出差引残額は80万1,330円となりました。

後期高齢者医療特別会計の概要でございますが、徴収した後期高齢者医療の保険料を福島県後期高齢者医療広域連合に納めることを目的とした内容となっております。

詳細は事項別明細書により行いますので、2ページをお開きください。

歳入です。説明は、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合に説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料1億4,548万5,148円、対前年比510万4,648円、3.6%の増は、被保険者の増によるものでございます。調定に対する収納率は99.6%となっております。

3款繰入金5,893万6,737円、対前年比589万3,952円、11.1%の増で、うち1目事務費繰入金610万9,052円は、515万9,299円の増で、職員1名分を計上したことによるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金5,282万7,685円、対前年比73万4,653円の増で、低所得者等について保険料の軽減分を公費負担するもので、軽減者の増によるものでございます。

4款繰越金76万137円、5款諸収入92万1,704円は、広域連合からの保険料還付及び過年度負担金の精算分でございます。対前年比42万7,277円の増。

4ページをお開きください。

歳入合計でございます。一番下の段になります。当初予算額2億933万3,000円、補正予算額321万円の減。予算の計が2億612万3,000円、調定額2億663万5,778円、収入済額2億610万3,726円、収入額の対前年比1,206万9,604円、6.2%の増でございます。収入未済額53万2,052円でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをお開きください。

1款総務費611万196円、対前年比516万443円の増で、職員1名分の計上によるものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,906万2,000円、対前年比689万2,168円、3.5%の増となっております。

8 ページをお開きください。

3 款諸支出金13万200円は保険料還付金でございます。

4 款予備費についてはありません。

以上、歳出合計、当初予算額 2 億933万3,000円、補正予算額321万円の減、予算計 2 億612万3,000円、支出済額 2 億530万2,396円で、対前年比1,202万8,411円、6.2%の増でございます。不用額は82万604円となりました。

9 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出予算額は実質収支と同額で80万1,000万円となります。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

次に、認定第 5 号から認定第 8 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

認定第 5 号「令和 5 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 5 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

1、2 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項負担金から 7 款 1 項町債まで、歳入合計は、予算現額 7 億2,371万3,000円、調定額 7 億2,948万9,995円に対しまして、収入済額 7 億1,719万4,127円、収入未済額 1,229万5,868円となりました。

次に、3、4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項下水道総務費から 3 款 1 項予備費まで、歳出合計は、予算現額 7 億2,371万3,000円に対しまして、支出済額 6 億9,981万845円となりました。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は1,738万3,282円であります。なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継ぎました。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の 1、2 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金の 1 節現年度分は、調定額1,946万2,930円に対しまして、収入済額1,933万9,930円であり、12万3,000円が収入未済額となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額209万6,570円に対しまして、収入済額53万8,990円であり、155万7,580円が収入未済額となりました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料の 1 節現年度分は、調定額7,334万1,788円に対しまして、収入済額6,520万4,573円であり、813万7,215円が収入未済額となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額105万1,791円に対しまして、収入済額26万5,205円であり、78万6,586円が収入未済額となりました。

次に、2 款 2 項 1 目 1 節手数料は、2 件分の指定業者登録手数料であり、調定額、収入済額ともに2万円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目 1 節都市計画費補助金は、前年度からの繰越分を含め、調定額、収入済額ともに1億7,986万円となりました。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節都市計画費補助金は、調定額169万1,428円に対しまして、収入済額は地方公営企業法適用に伴う3月末打ち切り決算までに入金がなかったことから、ゼロ円であります。

次に、5 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金は、前年度からの繰越分を含め、調定額、収入済額ともに1億3,865万7,100円となりました。

3、4 ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目 1 節預金利子は、調定額798円に対しまして、収入済額739円であります。

3 項 1 目 1 節雑入は、調定額、収入済額ともに6,654万2,010円となり、上下水道工事同時施工に伴う水道工事費負担金6,651万833円が主なものであります。

2 節消費税還付金は、調定額、収入済額ともに1,296万5,580円であります。

次に、7 款 1 項 1 目 1 節公共下水道事業債は、前年度からの繰越分を含め、調定額、収入済額ともに2億2,220万円であり、内訳としまして、公共下水道整備事業債が、前年度からの繰越分を含め2億2,020万円、資本費平準化債が200万円であります。

2 節公営企業会計適用債は、調定額、収入済額ともに1,160万円であります。

次に、5、6 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,252万2,895円は、12節委託料の企業会計導入業務委託1,168万2,000円が主なものであります。

次に、1 款 2 項 1 目維持管理費につきましては、町内各浄化センターの維持管理経費であります。

10節需用費1,097万9,087円は、各浄化センターの光熱水費1,091万6,478円が主なものであります。

11節役務費74万533円は、維持管理に係る電話料並びに廃棄物の収集、運搬が主なものであります。

12節委託料4,468万1,254円は、各浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理費4,218万2,275円並びに使用料徴収収納事務委託費205万8,979円が主なものであります。

14節工事請負費837万2,100円は、前年度からの繰越分を含め、坂下西浄化センター脱

水機制御盤修繕工事ほか8件の工事請負費であります。

7、8ページをお開きください。

次に、1款3項1目建設費の2節給料から4節共済費までは、職員3名分の人件費であります。

7節報償費140万5,500円は、48名分の受益者負担金前納報奨金であります。

12節委託料1億2,046万3,200円は、前年度からの繰越分を含む県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業設計・工事監理等業務委託ほか4件の委託料であります。

9、10ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料104万6,144円は、電子計算機器の賃借料及び受益者負担金システムの利用料であります。

14節工事請負費3億3,880万6,360円は、前年度からの繰越分を含む町道上口線ほか管渠工事ほか14件の工事請負費であります。

21節補償補填及び賠償金2,951万2,300円は、前年度からの繰越分を含む下水道管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事3件分の補償費であります。

次に、2款1項1目元金及び2目利子の1億988万3,024円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は6億9,981万845円であります。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額7億1,719万4,000円、歳出総額6億9,981万1,000円となり、歳入歳出差引残額は1,738万3,000円であります。

12ページは財産に関する調書を、13ページは地方債明細書を、14ページには令和5年度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上、説明とさせていただきます。

次に、認定第6号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項国庫補助金から5款1項町債まで、歳入合計の予算現額2億5,140万7,000円、調定額2億5,036万8,885円に対して、収入済額1億9,189万6,885円、収入未済額が5,847万2,000円となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項坂下東第一地区事業費から2款1項公債費まで、歳出合計の予算現額2億5,140万7,000円、支出済額1億9,189万6,885円、翌年度繰越額5,847万2,000円でありませぬ。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目1節都市計画費補助金は、前年度からの繰越明許費を含む調定額7,375万4,000円に対しまして、収入済額4,296万9,000円であり、3,078万5,000円が収入未済額となりました。

2款1項1目1節不動産売払収入は、調定額、収入済額ともに308万2,000円であります。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度からの繰越明許費を含む調定額1億1,471万6,289円に対して、収入済額1億1,152万9,289円であり、318万7,000円が収入未済額となりました。

4款1項1目1節預金利子は、調定額、収入済額ともに286円であります。

2項1目1節雑入は、調定額、収入済額ともに1万6,310円であり、区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

5款1項1目1節都市計画事業債は、調定額5,880万円に対して収入済額3,430万円であり、2,450万円が収入未済額となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。

12節委託料5,729万8,397円は、実施計画等変更業務委託及び建物予備調査業務委託が主なものであります。

14節工事請負費1,372万1,794円は、区画道路9-8号線ほか道路築造工事、ほか5件の工事に要した費用であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした850万3,000円は、同時施工の上下水道工事との工程調整及び立木の抜根処理に不測の期間を要したことによる区画道路9-8号線外道路築造工事費であります。

18節負担金補助及び交付金660万4,416円は、水道事業における水道管布設工事並びに企業債元利償還に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金5,221万9,079円は、前年度からの繰越明許費を含む建築物4戸5棟及び工作物、動産等の移転補償が主なものであります。

なお、翌年度へ繰越明許とした4,996万9,000円は、次年度移転予定者の前倒しによる3戸3棟の移転補償費であります。

5、6ページをお開きください。

2款1項公債費、1目元金及び2目利子の5,622万3,665円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計の支出済額は1億9,189万6,885円であります。

7ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出の総額は、それぞれ1億9,189万7,000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、認定第7号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項分担金から4款3項雑入まで、歳入合計、予算現額6,595万円、調定額6,634万9,455円に対しまして、収入済額は6,443万9,219円となり、収入未済額は191万236円となりました。

次に、3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項農業集落排水総務費から3款1項予備費まで、歳出合計、予算現額6,595万円に対しまして、支出済額は6,248万1,755円となりました。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は195万7,464円であります。なお、この残額は、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継ぎました。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目農林水産業費分担金の2節滞納繰越分は、調定額17万1,000円に対しまして収入済額は7万1,000円となり、収入未済額が10万円となりました。

次に、2款1項1目使用料の1節現年度分は、調定額1,632万9,474円に対しまして収入済額は1,465万5,526円となり、収入未済額が167万3,948円となりました。

2節滞納繰越分は、調定額19万5,834円に対しまして収入済額は5万9,569円となり、収入未済額が13万6,265円となりました。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに4,965万3,000円であります。

次に、4款2項1目1節預金利子は、調定額147円に対しまして収入済額124円であります。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費52万9,392円は、26節公課費の消費税及び地方消費税44万7,000円が主なものであります。

2項1目維持管理費2,150万3,263円は、各浄化センターの維持管理経費であります。

2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。

10節需用費302万9,914円は、各浄化センターの光熱水費282万5,454円が主なものであ

ります。

11節役務費26万8,318円は、維持管理に係る電話料並びに火災保険料が主なものであります。

5、6ページをお開きください。

12節委託料656万8,129円は、各浄化センターの維持管理費435万6,000円及び汚泥引抜運搬費177万7,973円が主なものであります。

13節使用料及び賃借料19万8,000円は、公用車のリース料金であります。

14節工事請負費462万円は、合川浄化センターの照明器具LED化工事ほか1件の工事請負費であります。

18節負担金補助及び交付金200万8,000円は、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多方市への負担金であります。

2款1項公債費の1目元金及び2目利子3,311万7,228円は、下水道債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は6,248万1,755円であります。

7ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額6,443万9,000円、歳出総額6,248万2,000円となり、歳入歳出差引額は195万7,000円であります。

8ページは財産に関する調書を、9ページには地方債明細書をそれぞれ記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、認定第8号「令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入では、第1款水道事業収益税込額4億8,728万332円に対し、支出では、第1款水道事業費用税込額4億5,002万9,484円となりました。

次に、3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。

収入では、第1款資本的収入税込額8,314万529円に対し、支出では、第1款資本的支出税込額1億9,445万6,096円となりました。差し引きその不足額1億1,131万5,567円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額921万2,647円、過年度分損益勘定留保資金1億210万2,920円で補填しました。

次に、5ページをお開きください。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で1、営業収益が3億9,267万3,058円、これに対し、2、営業費用は4億1,231万1,811円で、差引営業損失が1,963万8,753円となりました。これは、固定資産の減価償却の増及び除却を計上したことによるものであります。

3、営業外収益5,568万8,994円、4、営業外費用831万3,984円で、差引営業外利益が4,737万5,010円となりました。これに、5、特別利益と6、特別損失の差7,580円を差し引いて、当年度純利益は2,772万8,677円となり、前年度繰越利益剰余金2億6,746万8,807円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2億9,519万7,484円となったところがあります。

6、7ページをお開きください。剰余金計算書であります。

6ページの資本金ですが、前年度末残高からの増減はなく、繰越資本金合計は16億3,569万860円であります。

次に、資本剰余金であります。当年度の増減はありませんでしたので、繰越資本剰余金合計は8,530万1,485円あります。

次に、7ページの利益剰余金であります。当年度末残高としまして、減債積立金1,100万円、建設改良積立金前年度処分額2,400万円を加え9,895万1,193円、繰越利益剰余金前年度末残高は前年度処分額2,400万円を取り崩し、当年度純利益2,772万8,677円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億9,519万7,484円となり、5ページの損益計算書と一致するところあります。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度は減債積立金200万円、建設改良積立金2,500万円を積み立てし、2億6,819万7,484円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8ページの貸借対照表であります。資産の部で1、固定資産合計25億4,178万8,081円、2、流動資産合計9億2,109万8,091円となり、資産合計は34億6,288万6,172円となることあります。

9ページをご覧ください。

次に負債の部で、3、固定負債合計3億914万8,392円、4、流動負債合計9,906万23円、5、繰延勘定合計9億2,853万6,735円となり、負債合計は13億3,674万5,150円となることあります。

次に、資本の部で、6、資本金合計16億3,569万860円、7、剰余金合計4億9,045万162円で、資本合計は21億2,614万1,022円となり、負債資本合計は34億6,288万6,172円で、8ページの資産合計と一致するところあります。

10ページから24ページまでは決算附属書類であります。

10ページをお開きください。

令和5年度会津坂下町水道事業報告書について、ご説明申し上げます。

(1) 総括事項のイ、建設改良事業では、町道北裏通り線で57メートルの配水管布設替工事、区画道路築造に伴い配水管布設工事を75.08メートル、新館及び洲走地内の消火栓新設工事を実施しました。また、中央配水場配水電動弁修繕工事を実施したところあります。

次に、ロの給水の状況でございますが、本年度末における給水人口は、前年度末に比べ287人減少の1万3,697人、給水戸数は5,578戸と前年度末に比べ12戸の増加となりました。水道普及率は、前年度比0.11ポイント増の94.93%となりました。

年間総配水量は172万2,186立米であり、前年度に比べ1,884立米減少し、1日当たりの平均配水量も18立米減少の4,705立米となりました。年間有収水量は131万3,623立米であり、前年度に比べ4,682立米増加し、有収率は前年度比0.36ポイント増加の76.28%となりました。

続いて、ハの財政の状況についてご説明申し上げます。

収益的収入では、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせた総収益が4億4,839万4,248円となり、前年度に比べて1,088万5,751円の減となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4億2,066万5,571円となり、前年度と比べて1,427万6,488円の減となりました。

この結果、損益は2,772万8,677円の純利益となりました。

次に、資本的収支では、収入が8,314万529円、支出が1億9,445万6,096円となり、不足する額1億1,131万5,567円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額921万2,647円、過年度分損益勘定留保資金1億210万2,920円で補填したところであります。

なお、今後も引き続き適切な経理に努めるとともに、経費の節減を図るなどして経営体質の強化を図ってまいります。

11ページをご覧ください。

議会議決事項、行政官庁認可事項及び職員に関する事項については、記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

建設工事の概況及び修繕工事の概況についても、記載のとおりであります。

次に、13ページをご覧ください。

この業務量であります。年度末給水人口は1万3,697人、年度末給水戸数は5,578戸となりました。

また、年間総配水量は172万2,186立米、年間総有収水量は131万3,623立米となり、有収率は76.28%となったところであります。

次に、14ページは、月別配水量・有収水量調であり、記載のとおりであります。

次に、15ページをご覧ください。

(2) 事業収入、(3) 事業費用に関する事項であります。税抜事業収入合計4億4,839万4,248円、税抜事業費用合計4億2,066万5,571円となるところであります。

なお、対前年度比較につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

4、会計の(1)重要契約の要旨から、17ページの5、付帯事項の(1)量水器取替工事等につきましては、記載のとおりであります。

次に、18ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の増加額は3,906万3,481円となり、資金期末残高は8億8,243万3,450円となりました。

次に、19ページをご覧ください。収益費用明細書であります。

(1) 収益勘定(収益)から、21ページの(4)資本勘定(支出)については、各款項目節ごとに税抜額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22、23ページをお開きください。固定資産明細書であります。

(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資の年度当初現在高総合計は73億5,485万3,790円、当年度の増減分を差し引いた年度末現在高総合計は74億7,692万384円となり、減価償却累計額総合計49億3,513万2,303円を差し引きますと、年度末償却未済高総合計は25億4,178万8,081円となるところであります。

なお、有形固定資産当年度増加額の1億3,379万4,570円の主なものは、県道及び町道における配水管の布設替工事や、中央配水場配水電動弁修繕工事が主なものであります。24ページをお開きください。企業債明細書であります。

地方債の残高は3億5,644万8,412円となりました。

次のページからは参考資料であり、内容は記載のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

休憩のため休議といたします。

(午後2時12分)

再開を2時20分といたします。

(休議)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

(午後2時20分)

◎議案第42号から議案第52号の一括上程

◎議長(赤城大地君)

日程第8、議案第42号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」から議案第52号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第2号)」までの11件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(田中啓太君)

議案第42号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例

議案第43号 会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第44号 会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例

議案第45号 第六次会津坂下町振興計画後期基本計画

議案第46号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第47号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第4号)

議案第48号 令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 議案第49号 令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第50号 令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第51号 令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。
まず、議案第42号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、議案第42号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正により公益信託に関する法律が改正されたことに伴い、関係条文を改正するものであります。詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

第34条の7は、令和6年度の税制改正において、公益信託税制の見直しによる新たな公益信託制度が創設され、信託に関わる寄付金が控除の対象とされたことによる改正で、「若しくは金銭」を削るものであります。

次に、第56条は、条例に引用しております私立学校法の一部を改正する法律の一部改正による条項の改正によるもので、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。附則第4条の2は下線部を削除するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。第1条（1）、第34条の7第1項の規定改正及び附則第4条の2を削る改正の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行し、（2）第56条の改正規定は令和7年4月1日から施行したいというものであります。

第2条は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の会津坂下町税条例第34条の7第1項の規定の適用については、同条第1号「寄付金」とあるのは、「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。）」とするというものであります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第43号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第43号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に係る政令の公布により、現行の被保険者証が令和6年12月2日をもって発行されなくなることから、国民健康保険証の返還について会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

それでは、詳細を新旧対照表によりご説明いたしますので、会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後、下線箇所が改正箇所であります。

第15条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

議案にお戻りください。

附則として、附則の1は施行期日であり、この条例は令和6年12月2日から施行するものであります。

2は経過措置であり、この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例にするものごさいます。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第44号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第44号「会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布施行に伴い、公共下水道等からの放流水の排水基準の強化及びアナログ規制の見直しにより、下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件が緩和されたことから、会津坂下町下水道条例の一部を改正したいというものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

新旧対照表の1ページ、第6条の3第1項中「が1名以上専属している者である」を「選任している」に改め、別表第3の5項中「0.5」を「0.2」に改め、3ページをお開きください。同表43項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行したいとするものであります。ただし、別表第3の43項の改正箇所については、令和7年4月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第45号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第45号「第六次会津坂下町振興計画後期基本計画」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町議会基本条例第6条の規定により、議会の議決を求めたいとするものであります。

それでは、後期基本計画書をご覧ください。

表紙裏には、町民憲章、そして巻頭には町長の挨拶及び顔写真を掲載する予定でございます。

次のページは後期基本計画の目次であり、本計画書は、「序論」、「地方人口ビジョン」、「重点施策」、「基本計画」及び「地域づくり計画」の全5章で構成をしております。

72、73ページをご覧ください。

本計画の策定の体制と振興計画審議会委員の名簿であります。本計画の策定に当たりましては、45の施策ごとに役場の担当班と関係団体による24の検討部会を構成し、協議

を進めてまいりました。また、7月8日に振興計画審議会に対して素案の説明、8月22日に諮問を行い、8月28日に答申をいただいております。

2ページにお戻りください。

1の計画の趣旨は、前期基本計画期間におけるコロナやデジタル技術の飛躍的な進歩など社会情勢の変化を勘案し、新たに今後5年間の計画を策定すること、また、本計画の策定に当たり、会津坂下町まち・ひと・しごと総合戦略及び行政経営改革プランの二つの計画を統合し、一体的に管理していくことを記載してあります。

次に、2の基本構想と本計画の関係は、第六代会津坂下町振興計画の基本理念である「みんながつながる」と、まちの将来像「やっぱり“ばんげ”がいい」は、そのまま継続して基本構想として引き継ぎ、基本構想を実現するための計画として案を策定しております。

次に、3のSDGsの持続可能な開発目標によるまちづくりは、既に実施計画で施策の管理に用いている考え方を本計画にも取り入れるというものでございます。

3ページをご覧ください。

4の住民満足度調査は、(1)調査目的は、これまでの町の取組に対する満足度・重要度などを調査し、今後のまちづくりに生かしたいとするものでございます。

(2)の調査対象は18歳以上の町民、(3)の抽出方法は、無作為抽出の1,300名、(5)の調査方法は、郵送で発送し、回答はウェブ回答でもできるようにしております。

回答件数は433件、回答率は33.31%で、統計学上の信頼水準の95%である380件をクリアしております。

設問の構成内容は、基本的な事項として7項目、45の施策に対して、これまでの満足度、これからの重要度について調査を実施しております。

まちづくりの全体的な満足度に関する設問のみの結果について5ページまで掲載しており、施策ごとの満足度、将来の重要度は各施策のページに記載をしてあります。

7ページをご覧ください。

第2章の「地方人口ビジョン」であります。こちらは、「会津坂下町まち・ひと・しごと総合戦略」を本計画に包括するために掲載する項目となります。

8ページをご覧ください。

人口動向分析では、2050年までの本町の最新の人口推計を記載してあります。この結果によりますと、約20年後の2045年には1万人を割り込み、2050年には8,641人となる見込みとなっております。

9ページをご覧ください。

この内訳を、年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分で見ますと、2045年には老年人口が生産年齢人口を上回り、2050年の高齢化率は48.93%となる見込みとなっております。

10ページをご覧ください。

出生等の自然増減・転入転出の社会増減の推移ではありますが、紫色のラインは出生数、オレンジ色のラインは亡くなられた方の数になりますが、クロスしております1991年を

境に逆転をしております。それまでは、自然増減は増加、出生数のほうが多かったということが分かるかと思えます。

11ページは、ゼロを境に、上が会津坂下町への年代別の転入、下が年代別の転出となっております。下のほうが多いということは転出超過ということになります。年齢別では、15歳から24歳までの若い階層の転出が大幅に超過しているということが分かるかと思えます。

12ページをご覧ください。

ゼロを境に、上が会津坂下町へ転入してきた地域、下は転出先の地域であり、福島県内及び東京圏への転出が多くなっております。

13ページをご覧ください。

全国・県平均を大きく上回っておりました合計特殊出生率は、2013年頃からはほぼ同じような数値となっております。合計特殊出生率の低下が現在の日本全体の人口減少の要因であるということが分かるかと思えます。

14ページをご覧ください。

人口の将来展望ということで、推計人口は大変厳しい見通しとなっておりますが、移住・定住、結婚・出産・子育て支援による合計特殊出生率の向上等、様々な施策を講じることで減少率を抑制し、2050年の人口を1万497人、1万人を維持する規模で維持することを目標として定めております。

次に、第3章「重点施策」についてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

後期基本計画では、重点施策として、1、人口減少対策、2、担い手の確保、3、公共交通対策、4、DXの推進を設定しております。

重点施策を設定した理由ですが、一つ目の人口減少対策は、持続可能な町を実現するためには必須の条件であり、重点施策二つ目の担い手の確保の前提ともなる施策となります。人口減少はもはや回避することができない課題であり、今後のまちづくりを進める上での前提条件となりますが、会津坂下町の人口減少の割合は以前に想定したよりも早いペースで進行しており、その減少を緩やかにすることを目標としております。

二つ目の担い手の確保ですが、農業分野だけでなく、商工業、福祉・介護・地域づくりなど、様々な分野において担い手不足が喫緊の課題として挙がっており、これらの解決を早急に取り組むべき施策として設定をしております。

三つ目の公共交通対策ですが、住民満足度の調査から、今後の重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目であり、さらに、高齢化率も今後しばらくは高止まりが想定されることから、生活手段として欠かせない、利用しやすい公共交通にする必要があると考え、設定をしております。

四つ目のDXの推進ですが、人口減少に伴い行政職員の人員減が想定される中、住民サービスの向上とともに行政手続の効率化を図るため、また、今後標準となる行政サービスのデジタル化に対応するため、早急に取り組むべき事項と考え設定をしております。

16、17ページをご覧ください。

一つ目の重点施策、人口減少対策では、これまで策定しております実施計画でも最重要事業として位置づけている四つの人口対策に引き続き取り組んでまいります。最終的に町への移住・定住につなげていくためには、まず、そのきっかけとして、町の空気を感じていただく、町のよさを知っていただくことが必要になってきます。

交流人口対策では、おとし地域おこし協力隊の導入や、本町への移住・定住につながることを目的としたイベントを開催してまいります。

関係人口対策では、SNSを有効に活用した新たな関係人口の創出を目指してまいります。

定住人口対策では、町内で新たに住宅を取得する方や、重要な資源でもある空き家を活用して新たに暮らしを始める方を支援してまいります。

少子化対策では、婚活支援とともに子育て世代への支援の拡充を図ってまいります。

17ページの下の方になりますが、人口減少対策に関連する主な施策としては、特に子育ての支援、移住・定住の推進、企業誘致の促進が関連することとなります。

18、19ページをご覧ください。

2の担い手の確保は、人口減少に伴う各分野での担い手不足の解消に向け、取組を強化してまいります。ここでは、特に担い手不足が顕著な課題となっている福祉、農業、商工業、観光、地域づくりの五つの分野において取組を推進してまいります。

福祉分野では、広域連携の推進や介護事業への理解促進、農業分野では、地域全体で地域の農業を支える仕組みづくり、商工業分野では、町内企業に対しオートメーション等の先端設備導入等に関する補助制度の情報提供の強化、観光分野では、現在の枠を超えた祭りの担い手の確保、地域づくり分野では、これまで地域づくりに関心が薄かった層への積極的なアプローチなどを実施してまいります。

19ページの下の方になりますが、担い手の確保に関連する主な施策としては、これも多くの施策が関連することとなりますが、特に介護・医療体制の充実から地域を担う人材の育成まで、担い手の確保の視点を入れながら取り組んでまいります。

20、21ページをご覧ください。

3の公共交通対策は、利用者の減少により維持が困難となりつつある一方で、今後の高齢化率の上昇などにより重要度が高くなることが想定されている公共交通について、特に日中の空白となっている時間帯を解消すべく、効果的、効率的な手法により利便性の向上、利用者増を図ってまいります。

22、23ページをご覧ください。

4、DXの推進は、飛躍的な進歩を遂げているデジタル技術を、住民サービスの向上、行政事務の効率化に積極的に活用していくというもので、指針となるDX推進計画を策定し、デジタル技術を住民サービスの向上につなげるとともに、行政事務の効率化も目指してまいります。DXの推進は、サービスの提供や地域住民の生活の質を向上させるために取り組まなければならない分野ではありますが、情報弱者といわれる方にも配慮しながら進めてまいります。

25ページをご覧ください。基本計画の体系になります。

ひとつづくり、くらしづくり、しごとづくり、しくみづくりの四つであり、体系は前期基本計画を継承しております。

26、27ページをご覧ください。資料左上のピンク色で色分けしてありますⅠ「自ら学び、学び合う「ひとつづくり」」であります。

第1節の「子育て・教育環境の整備」では、三つの施策に取り組んでまいります。

①の子育て支援では、子育ての不安を解消するため、子供の発達段階に応じた子育て支援に取り組むとともに、子育てを行っている保護者を対象としたペアレントトレーニングなどにより、家庭での養育力の向上を図っていきます。

②の地域との連携は、教育現場と地域が一緒になって地域で子育てを行うコミュニティスクールの仕組みを活用し、教育活動への地域住民の参加、地域活動への子供たちの参加の機会を増やすことで、子供たちの豊かな人間性を育成してまいります。

③の学ぶ力の育成は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に国が進めましたGIGAスクール構想により導入した児童1人1台のタブレットを有効活用して、自主的に学ぶ意欲を高めながら、家庭と連携した学ぶ意欲を育成してまいります。

28、29ページをご覧ください。

第2節「生涯学習・スポーツの推進」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①生涯学習の推進は、豊かな人生を送るための多様な学びの場や機会を提供するとともに、活動を支える人材不足に対応するため、人材確保・育成に取り組んでまいります。

②スポーツの振興は、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、年齢・体力・興味・障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に楽しめるスポーツの環境づくりとともに、施設の計画的な修繕、維持管理に取り組んでまいります。

③文化・芸術活動の振興は、五浪美術記念館を活用した芸術活動の推進と、読書離れに歯止めをかけるため、幼少期から本に親しんでもらう取組を推進してまいります。

30、31ページをご覧ください。

第3節「歴史・文化の伝承」は、3つの施策に取り組んでまいります。

①の地域を学ぶ活動の推進は、子供たちの郷土への愛着心を育てるため、町の郷土学習副読本や貴重な文化財を活用し、世代間交流による体験活動や学校教育と連携した郷土学習を推進します。

②文化財の保存と活用は、地域の方々の協力をいただきながら、文化財の保護、保存、収集活動に取り組むとともに、昨年度実施しました仏像等の調査の成果を活用した講演会等を実施してまいります。

③史跡・遺跡の活用は、町の宝を後世に遺すため、文化財保存活用地域計画を策定し、歴史的価値が高い貴重な遺跡・史跡の保護・保存に努め、埋蔵文化財センターを拠点に活用を推進していきます。

32、33ページをご覧ください。

次に、黄色で色分けをしてありますⅡの「安全・健康で、快適な「くらしづくり」」になります。

第1節の「健康づくり」では、四つの施策に取り組みます。

①の健康づくりの推進は、特にまだ健康に関心が薄いとされる働く世代をターゲットとした生活習慣の改善を図るための取組を強化してまいります。

②疾病予防・健康診査の充実は、健診による疾病の早期発見、重症化予防が重要ですが、受診率の低さが大きな課題となっております。特に検診受診率の低い40、50代をターゲットとした受診勧奨、健診の充実により、健診受診率の向上に取り組んでまいります。

③の食育の推進は、クッキングアプリを活用し、地元食材を使用したレシピの紹介をするなど、デジタルを活用した幅広い世代への情報発信に取り組んでまいります。

④の介護・医療体制の充実は、介護の現場で働く人が不足しているため、介護の人材確保の支援制度と併せ介護に対するイメージアップに取り組んでまいります。

重点施策の担い手の確保の視点を持ちながら進める事業として位置づけております。

34、35ページをご覧ください。

第2節の「福祉の充実」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①高齢者福祉の充実は、高齢者だけの世帯や独り暮らしの高齢者が増えてきており、高齢の方の移動支援による社会参加の推進により、要介護にならない取組を進めてまいります。また、認知症サポーターであるチームオレンジの拡大による地域全体で高齢の方を支える取組により、自立して安心して暮らせるまちづくりを目指します。

②の障がい福祉の促進は、障がい者を支援する介護者が将来的に不足することが懸念されていることから、町だけで完結するのではなく、会津地域全体で支えるためのサービス体制の構築を目指し、親亡き後も安心して生活できる体制を整備してまいります。

③の地域福祉の推進は、みんながつながるまちづくりの基本理念となる、地域共生社会の実現のため、ふくしま共生サポーターを養成し、町民の福祉への理解促進に取り組んでまいります。

36、37ページをご覧ください。

第3節「安全・安心な環境づくり」は、三つの施策に取り組みます。

①の防災体制の強化は、防災の要である消防団員の確保に努めるとともに、各行政区が組織する自主防災組織の育成や、消防団のOBなどで編成され、火災などの特定の活動のみに参加する機能別消防団の導入により、地域の自主防災力を高めてまいります。

②交通安全対策の充実は、高齢者の運転操作誤りによる交通事故防止対策を実施するとともに、運転免許返納者に対する支援を強化いたします。

③生活の安全・安心は、全国的に頻発しております高齢者の詐欺被害防止の取組を強化してまいります。

38、39ページをご覧ください。

第4節「循環型社会の形成」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①のゴミ減量化・リサイクルの推進は、1人当たりのごみ排出量が増加していることから、生ごみの減量化やリサイクルの推進を強化し、廃棄物の総排出量の削減を目指します。ごみの減量化は、まさに町民の皆さんと町が協働で取り組まなければ解決できない問題でもあります。

②の環境美化の取組は、不法投棄は増加傾向にあり、不法投棄パトロールの強化やカラス対策など、地域ぐるみでの環境美化活動の支援を推進いたします。

③のエコ活動の推進は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、一人一人がふだんの生活の中でのエコ活動や脱炭素化などカーボンニュートラルを目指す取組を強化してまいります。

40、41ページをご覧ください。

第5節の「住みやすい環境づくり」は、五つの施策に取り組んでまいります。

①の住環境の整備は、都市区画整理事業や公共下水道の整備を進めるとともに、国の補助を活用した空き家の適正管理を促進し、安心安全で快適な住環境を整備してまいります。

②の生活道路・橋梁の整備は、行政区からの要望への対応も含め、計画的に町道、橋梁の整備、修繕を実施いたします。

③の公共交通の確保は、重点施策にもありますが、コミュニティバス等の誰もが利用しやすい持続可能な公共交通手段を導入してまいります。また、広域的な交通網としての只見線や高速バスの利便性の向上について研究を進めてまいります。

④移住・定住の推進は、特に子育て世代をターゲットに支援を強化し、若者の移住・定住を促進することで人口減少を抑制してまいります。

⑤の役場庁舎の建設は、災害時の防災拠点としての役割を果たし、行政機能を集約させた町民にとって利便性の高い新庁舎の早期建設を目指してまいります。

44、45ページをご覧ください。ここからがⅢの「活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」」になります。

第1節の「農業の振興」では三つの施策に取り組んでまいります。

町の基幹産業である農業では、担い手確保、生産性向上、鳥獣被害対策等が取り組むべき課題となっております。

①の人材の育成・確保は、少子高齢化や人口減少により農業の人材不足が深刻化しており、大規模農家だけでなく、中小規模農家も重要な人材（担い手）として支援に取り組むことで、農業・農地が持つ多面的な機能を維持してまいります。

②の農業基盤の強化は、生産性向上につながる農地の大規模区画化、省力化のためのスマート農業や、先端栽培技術の導入等の技術革新の取組を支援し、ハード面での生産基盤、ソフト面での経営基盤の強化に取り組めます。また、地元の産品を地元で消費する地産地消による消費拡大を図ってまいります。

③の環境変化への対応は、気候変動に対応した暑さに強い品種など新品種の導入支援や環境保全型農業、資源循環型農業の推進、鳥獣被害防止につながる作物の導入など自然環境に配慮した農業を支援するとともに、森林や里山の整備にも取り組んでまいります。

46、47ページをご覧ください。

第2節「商工業の振興」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①の街なかにはぎわいの活性化は、中心商店街のにはぎわいづくりのため、補助制度の拡

充や、空き店舗の活用促進や、新規創業につなげるためのチャレンジショップの整備に取り組みます。また、創業を目的とする移住希望者を対象とした空き店舗ツアーを実施してまいります。

②の経営体の支援は、労働力の不足が深刻化しており、先端技術導入による省力化、生産性の向上支援や、新卒だけでなくIターン、Uターン転職希望者をターゲットにした情報提供の強化により、労働力の確保に取り組んでまいります。

③の企業誘致の促進は、製造業を中心に、町のアクセスのよい立地を生かし、運送業や宿泊業の誘致を目指すとともに、実態に合った助成制度を創設してまいります。

48、49ページをご覧ください。

第3節「観光・交流の促進」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①物産の振興は、的確な消費者ニーズの把握を行うとともに、関東圏だけでなく、歴史的にもつながりの深い新潟県などの隣県にターゲットを絞り、販売戦略を立てて販路開拓・販売促進に取り組んでまいります。

②の観光資源の活用は、馬刺しや日本酒などの食と寺社仏閣などを観光資源として有効に活用するとともに、観光ガイドによる新たな観光資源の発掘と活用を実施してまいります。

③の祭り・イベントによる交流促進は、祭りの担い手の確保とともに、関係団体と協議し、持続可能な方法により祭りを実施してまいります。また、情報発信を強化し交流を促進してまいります。

50、51ページをご覧ください。

IVの「一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」」になります。

第1節「地域運営のしくみづくり」では、2つの施策に取り組んでまいります。

①の協働の推進は、まちづくり基本条例の認知度を高め、改めて協働の意義を共有し、住民・地域・行政・NPO・企業等の団体と様々な事例を通じて幅広く連携して、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

②のコミュニティセンター運営の充実は、必要とされるコミュニティセンターを目指し、地区のハブ機能としての役割を果たし、様々な人や団体をつなげる場所となるため、誰もが気軽に立ち寄れる環境整備と積極的な情報交換を実施してまいります。また、地域づくり計画に基づき、地域の将来像を実現するための取組を実施してまいります。

52、53ページをご覧ください。

第2節「住民が参画するしくみづくり」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①の地域を担う人材の育成は、地域づくりを担う人材育成・人材確保のため、中学生・高校生ボランティアの活用や若者による地域づくり事業を推進してまいります。

②参画しやすい環境づくりは、まちづくり・地域づくり活動の内容を見直しながら、まずは広報活動を強化し、活動に興味を持ってもらうとともに、住民との懇談の機会や地域づくりに生かすための手法を研究し、地域づくり活動への参加につなげてまいります。また、職員も地域づくり活動に積極的に参加をしてまいります。

③の効果的な情報の受発信は、分かりやすい町のホームページに更新することで住民

が必要とする情報にアクセスしやすい環境を構築するほか、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報伝達にも取り組んでまいります。

54、55ページをご覧ください。

第3節「行財政運営の強化」は、三つの施策に取り組んでまいります。

①の職員の人材育成は、協働によるまちづくりを推進するため、住民に信頼される職員の育成が必要であることから、研修内容の見直しや人事評価制度の運用により組織的な人材育成体制の構築を図ってまいります。

②の行政事務の効率化は、広域市町村圏整備組合の枠組みを基本に、新たな事務の共同処理の研究や民間企業との連携のほか、デジタル技術を積極的に活用した事務の効率化に取り組み、住民サービスの向上に取り組んでまいります。

③の行財政基盤の確立は、持続可能なまちづくりを実現するため、安定的な財政運営を図るとともに、事務事業評価により毎年度、事業の進捗管理と改善を図っていきます。次のページをご覧ください。

57ページからは「地域づくり計画」になります。IVのしくみづくりの地域運営のしくみづくりを実現するため、7地区が策定した計画となっております。

以上で、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画の説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第46号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第46号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、ご説明申し上げます。

この変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に係る政令の公布により、現行の被保険者証が令和6年12月2日をもって発行されなくなることから、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により市町村議会の議決が必要なため、所要の改正をするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

議案に戻っていただいて、附則として、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第47号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第47号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億453万6,000円を追加し、予算の総額を84億5,878万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

今回の補正予算は、定額減税に伴う町民税や特例交付金の増減、普通交付税や補助金の確定に伴う増減、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の新設や各施設の修繕等の実施、また空き家解体補助金の申請数の増加に伴い補正を行うものであります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、変更が2件です。

変更の1件目ですが、都市下水路整備事業は、都市下水路ゲート自動化工事が、国庫補助金であるデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定により、防災対策事業債が補助事業に充当不可のため、3,600万円を減額するものです。

次に変更の2件目ですが、臨時財政対策債は、令和6年度の普通交付税確定に伴う臨時財政対策債発行可能額確定によるもので、39万6,000円を増額し、1,369万3,000円とするものです。

事項別明細書についてご説明をいたします。

1ページの総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額81億5,424万5,000円、補正額3億453万6,000円の増、補正後の額84億5,878万1,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額になります。

財源内訳につきましては、国県支出金が3,216万4,000円の増、地方債が3,600万円の

減、その他特定財源が4,761万2,000円の増、一般財源が2億6,076万円の増であります。

なお、歳入の町債と歳出の地方債の財源の内訳の差については、臨時財政対策債は普通交付税の交付額によるものとして一般財源化をしていることによるものであります。

3ページをご覧ください。

2の歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項1目個人町民税、補正額3,617万円の減は、当初課税の確定により定額減税額が確定したため、減額をするものであります。

2項1目固定資産税、補正額5,030万円の増は、当初課税が確定したことにより増額をするものであります。

9款1項1目地方特例交付金、補正額5,928万2,000円の増は、交付額の確定により、住宅借入金等特別税額控除減収分が当初予算との差額35万1,000円の増額と、新たに定額減税減収分として5,893万1,000円を計上したものであります。なお、定額減税減収分は5月末現在における見込額を基に算定されております。

4ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税、補正額1億1,103万5,000円の増は、普通交付税の算定の結果、通知により28億6,085万7,000円と確定したことから、差額を計上したものであります。本年度の普通交付税は、基準財政需要額では、こども子育て費の創設や、公共施設の光熱費の増加に対応した算定により包括算定経費が前年度より増額となりましたが、公債費算定額の大幅な減により基準財政需要額は前年度比1,469万7,000円の減、基準財政収入額は固定資産税の増などにより前年度比2,428万円の増となったことから、交付基準額は前年度比3,887万7,000円の減となっております。

12款2項2目民生費負担金、補正額5万円の増は、広域保育所に係る利用者負担分の保育料を計上したものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額247万9,000円の減は、まず、介護保険低所得者保険料軽減負担金257万5,000円の減は、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画により公費軽減率が減となったため国庫負担分が減額となったもので、補助率は2分の1であります。次に、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金9万6,000円の増は、令和5年度の実績額確定に伴い追加交付分を計上したものであります。

5ページをご覧ください。

2項1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度整備費補助金163万3,000円の増は、戸籍制度改正に伴う振り仮名記載のため、戸籍情報システムの改修により計上したものであります。

14節デジタル田園都市国家構想交付金1,815万円増は、対象事業である都市下水路1号・2号のゲート自動化工事の交付決定により計上するもので、補助率は2分の1であります。

2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金24万円の増は、児童手当制度改正に伴う準備事務費分の増、10節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金定額減税一体支援）は、当初課税により調整給付金額が確定したことにより増額をするもの

であります。

15款1項2目民生費県負担金、補正額124万円の減は、まず、介護保険低所得者保険料軽減負担金128万8,000円の減は、国負担金同様に、公費軽減率の減により県負担分が減額となったもので、補助率は4分の1であります。

次に、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金4万8,000円の増は、令和5年度の実績額確定に伴い、国負担金同様に県負担分の追加交付分を計上するものであります。

6ページをご覧ください。

15款2項1目総務費県補助金、補正額1万円の増は、土地利用規制対策費交付金の確定により増額するものであります。

4目農林水産業費県補助金、補正額448万7,000円の増は、まず、環境保全型農業直接支払交付金は、面積の確定により増、産地生産力強化総合対策事業補助金は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的とした補助金で、申請1件の交付決定により計上するもので、補助率は3分の1になります。地域計画担い手確保支援事業補助金は、地域計画に位置づけられた農業を担う者が経営規模の拡大等を行うための機械・施設の導入を支援するもので、申請2件の交付決定により計上するもので、補助率は10分の3であります。

6目教育費県補助金、補正額27万2,000円の増は、一部の運動部活動を地域移行するため部活動指導員を配置する予定でしたが、地域クラブと学校、外部指導者との調整を行うためのコーディネーターの配置に変更するため増額をするものであります。

3項1目総務費県委託金、補正額28万1,000円の増は、うつくしま権限移譲交付金の内示により増額をするものであります。

7ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、補正額1,320万円の増は、教育振興や町政発展のためご寄附いただいたもので、今回の補正予算において財政調整基金に積立てを行います。

18款1項2目公共施設整備基金繰入金、補正額1,278万2,000円の増は、旧片門幼稚園の解体工事のため繰入れをするものであります。

19款1項1目繰越金、補正額5,646万6,000円の増は、令和5年度決算により繰越金が4億2,646万6,000円となったことから、現予算との差額を計上したものであります。

8ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額4,103万1,000円の増は、まず、過年度救急安心センター事業負担金返還金は、令和5年度実績額による負担金の返還、過年度繰出金精算金は、令和6年度より企業会計に移行した下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の令和5年度の繰出金の精算金を計上いたしました。新型コロナウイルスワクチン助成金は、新型コロナウイルスワクチンの接種料金が当初の見込みから8,300円増の1万5,300円となったことから、差額が令和6年度に限り助成されるため計上したものであります。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、変更が2件であります。これにより、町債の総額は3,560万4,000円減の1億6,169万3,000円となります。

9ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明をいたします。

2款1項1目一般管理費は、まず、うつくしま権限移譲交付金の充当により、財源の内訳が、国県支出金28万1,000円の増、一般財源763万2,000円の増となります。

2節及び3節は、職員の産休・育休により代替として採用する会計年度任用職員の人件費になります。

12節委託料100万円の増は、ふるさと納税寄附金の拡大に向けPR広告費を増額するものであります。

14節工事請負費58万1,000円の増は、大規模林道に防犯カメラを設置するため計上いたしました。

17節備品購入費は、カラスのふん害による庁舎周辺の洗浄行う高圧洗浄機を購入するため計上しました。

18節負担金補助及び交付金は、空き家解体補助金の申請が15件となったことから増額するものであります。

10ページをご覧ください。

4目会計管理費、補正額1万7,000円の増は、銀行取引用回線の料金改定により増額をするものであります。

5目財産管理費、補正額6,621万2,000円の増は、12節委託料23万円の増は、旧糸桜里の湯ばんげの内観クリーニング費を計上いたしました。

14節工事請負費1,278万2,000円の増は、旧片門幼稚園の解体工事で公共施設整備基金繰入により実施をいたします。

24節積立金5,320万円の増は、まず、財政調整基金1,320万円の増は、一般寄附5件分を積み立てするもので、年度末の基金残高は7億7,621万4,000円となります。

次に、減債基金4,000万円の増は、利率の高い農業生産基盤整備事業債1本を繰上償還するため5年度の剰余金等を積み立てするもので、今年度末の基金残高は1億7,461万3,000円となります。

6目企画費は、まず、土地利用規制対策費交付金の充当により、財源の内訳が、国県支出金1万円の増、一般財源113万7,000円の増となります。

10節需用費43万8,000円の増は、八幡コミュニティセンターグラウンド北側のU字溝などを修繕するため増額をするものであります。

12節委託料38万2,000円の増は、高寺コミュニティセンターの支障木伐採のため計上するものであります。

18節負担金補助及び交付金32万7,000円は、要望がありました4行政区の集会所の修繕などの補助金を増額するものであります。

7目交通安全対策費、補正額168万3,000円の増は、行政区の要望により、7か所の道路反射鏡の新設や更新工事のため増額をするものであります。

11ページをご覧ください。

8目電算管理費、補正額54万6,000円の増は、電柱移設に伴う窪倉地内の光ケーブル

移転工事及び川西地区のイントラネット光ケーブルの鳥害対策を行うため計上いたしました。

2 項 1 目 税務総務費、補正額260万円の増は、住民税の修正申告等による過誤納還付金を増額するものであります。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費、補正額163万4,000円の増は、戸籍制度改正により振り仮名記載のため、戸籍情報システム改修業務を増額するものであります。

12ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費は、まず、国県の介護保険低所得者保険料軽減負担金の減により、財源の内訳が、国県支出金371万9,000円の減、一般財源4,995万8,000円の増となります。

18節負担金補助及び交付金、補正額5,000万円の増は、当初予算編成時に普通交付税額の調整のため減額しておりました後期高齢者医療療養給付費負担金の納付額確定により、当初予算との差額を計上したものであります。

27節繰出金、補正額376万1,000円の減は、まず、国民健康保険特別会計繰出金は、職員給与費等が職員の異動により23万円の増、その他は令和5年度分の地方単独事業に伴う波及増分で96万8,000円の増となります。介護保険特別会計繰出金は、低所得者保険料軽減繰出が、公費軽減率の減により515万3,000円の減、過年度低所得者保険料軽減繰出が、対象者の増により19万4,000円の増となります。

2 目 障がい者福祉費、補正額1,373万5,000円の増は、令和5年度の障害者医療費負担金や障がい者自立支援給付費負担金の確定により発生した返還金を計上したものであります。

5 目 臨時福祉給付費、補正額1,121万1,000円の増は、18節負担金補助及び交付金は、町民税の当初課税により調整給付金の対象人数、給付金額が確定しことにより増額をするものであります。対象人数は3,291人、給付総額は1億3,525万円となります。

22節償還金利子及び割引料は、令和5年度に実施しました住民税非課税世帯等臨時特別給付金の実績により過年度返還金を計上いたしました。

13ページをご覧ください。

3 款 2 項 2 目 児童措置費、補正額24万円の増は、児童手当の制度改正による通知や広報掲載などの経費を計上いたしました。

4 目 児童福祉施設費、補正額59万4,000円の増は、職員の異動及び児童手当の該当などによる人件費の増となります。

14ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費、補正額1万円の増は、児童手当の該当により増額をするものであります。

2 目 予防費、補正額3,079万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンが令和6年度より予防接種法で定められるB類疾病の定期接種として位置づけられたことに伴い、公費負担により接種を受けやすい体制をつくるため、接種の委託料金を計上するものであります。なお、対象はインフルエンザ予防接種と同様、65歳以上で、接種料金1万

5,300円のうち自己負担は3,500円、公費負担は1万1,800円となります。

17節備品購入費は、デジタル乳幼児スケールの購入費を計上したものであります。

6款1項3目農業振興費、補正額484万9,000円の増は、まず、地域計画担い手確保支援事業は、農業経営の規模拡大等を行うための機械・施設の導入を補助するもので、申請2件分を計上いたしました。環境保全型農業直接支払事業は、面積の確定により増額、産地育成整備事業は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的とした農業機械の導入を補助するもので、申請1件分を計上いたしました。

5目農地費、補正額1万5,000円の増は、職員の異動による寒冷地手当の増となります。

15ページをご覧ください。

6款2項1目林業振興費、補正額91万3,000円の増は、大規模林道の水路の土砂撤去のため計上いたしました。

7款1項3目観光費、補正額107万9,000円の増は、立木観音トイレの維持管理については、恵隆寺と共用開始前に取り交わした覚書きにより、都度協議を重ねながら管理運営を行ってまいりましたが、24時間の開放及び維持管理とするため、10節と11節の維持管理に係る経費を計上いたしました。

12節の委託料の清掃は、立木観音トイレの清掃をシルバー人材センターに委託するため計上したものであります。除草等維持管理は、見明山でのイベントの増により増額するものであります。樹木枝伐採作業は、行政区の要望により、鳥獣害対策として塔寺にぎわい広場の柿の木を伐採するため計上いたしました。

16ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額2,115万6,000円の増は、12節委託料215万6,000円の増は、労務単価の増により防雪柵設置及び撤去費の増、13節使用料及び賃借料1,900万円の増は、除雪機械の賃借料を増額し除雪作業に備えるものであります。

2目道路新設改良費、補正額220万円の増は、行政区の要望により、朝立区の南線道路の送水管補修工事のため計上いたしました。

4項1目都市計画総務費、補正額8万7,000円の増は、扶養手当の該当により増額をするものであります。

3目都市下水路費、補正額はございませんが、国庫補助金の内示による財源内訳の補正となります。

17ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費、補正額118万6,000円の増は、経年劣化している町営住宅内の街路灯を修繕するため、増額をするものであります。

9款1項1目非常備消防費、補正額78万円の増は、まず、施設修繕は行政区や消防班要望により4か所の屯所屋根の塗装やシャッターの修繕で増額、自動車修繕は金上消防車両の空調修繕のため増額をするものであります。

2目消防施設費、補正額324万8,000円の増は、行政区の要望により、見明区の防火水槽の撤去、津尻区の防火水槽の修繕のため増額するものであります。

10款2項1目小学校学校管理費、補正額639万4,000円の増は、10節需用費は、坂下東小学校のポンプ室屋根を修繕するため増額するものであります。12節委託料は、坂下東小学校屋根の修繕工事のため設計業務を計上したものであります。

18ページをご覧ください。

14節工事請負費482万6,000円の増は、坂下東小学校が次年度1クラス増となるため普通教室への空調機器設置工事及びわんぱく東クラブで使用している坂下東小学校武道場1階のLED化工事を実施するため計上いたしました。

3項1目中学校学校管理費、補正額44万7,000円の増は、トイレの便座交換や階段の手すりの補強、外部階段の修繕のため増額をするものであります。

4項1目幼稚園費、補正額95万円の増は、3節職員手当等は職員の異動により増、10節需用費は、坂下南幼稚園の熱感知器の交換や坂下東幼稚園の給食室の床修繕のため増額をするものであります。

19ページをご覧ください。

5項2目公民館費、補正額644万3,000円の増は、10節需用費42万円の増は、令和7年度二十歳のつどいの対象者へのアンケートにより、令和7年8月開催から1月開催に二十歳のつどいに変更となったため、式典にかかる経費と公民館のLED蛍光灯の交換費用を計上したものであります。

11節役務費は、200名を超える青少年ボランティアとの連絡の円滑化やボランティア事業以外の様々な情報発信、郵便料削減のため、LINE公式アカウントの月額費用を計上したものであります。

12節委託料42万9,000円の増は、二十歳のつどいに使用する看板の作成や、公民館の雨漏り修繕工事のため支障木伐採を行うものであります。

14節工事請負費554万4,000円の増は、中央公民館の雨漏り修繕工事のため計上したものであります。

6項1目保健体育総務費、補正額5万1,000円の増は、一部の運動部活動を地域移行するため部活動指導員を配置する予定でしたが、地域クラブと学校、外部指導者との調整を行うためのコーディネーターの配置に変更するため、1節の部活動指導員報酬を全額減とし、新たにコーディネーターの報償金を7節に計上したものであります。

20ページをご覧ください。

11節役務費は、コーディネーターの傷害保険料を計上いたしました。

最後に、14款1項1目予備費、補正額7,016万円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は9,763万8,000円となります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後3時26分）

再開を3時35分といたします。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午後 3 時35分)

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第48号から議案第50号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第48号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,236万4,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、主に当初課税による調定額算定、令和5年度繰越金の確定並びに保険証廃止に関する事業費に伴う補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括であります。

まず、歳入であります。

1款国民健康保険税から7款繰越金まで1,640万9,000円を追加し、歳入合計を19億1,236万4,000円としたいというものであります。

次に、2ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費から9款予備費まで1,640万9,000円を追加し、19億1,236万4,000円としたいというものであります。

財源内訳は、一般財源1,640万9,000円の増となります。

次に、3ページをお開きください。

3ページ以降は詳細の説明であります。

2の歳入であります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分から9節介

護納付金分現年課税特別徴収分まで204万6,000円の減額は、当初課税の結果、国保世帯数及び被保険者数が仮算定時より減となったためであります。

次に、4ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金119万8,000円の増について、3節職員給与費等繰入金230万円の増は、職員の転居に伴う住居手当、通勤手当の増による人件費の補正であります。

7節その他一般会計繰入金96万8,000円の増は、地方単独事業における波及増分の令和5年度の額の確定によるものでございます。

7款1項1目繰越金1,725万7,000円の増は、令和5年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

3の歳出であります。

1款1項1目一般管理費75万円の増について、3節職員手当等は27万6,000円の増で、職員の転居に伴う住居手当、通勤手当の増による人件費の補正であります。

12節委託料は47万4,000円の増で、被保険者証のマイナンバーカード一体化に伴う「資格情報のお知らせ」の印刷発送業務の委託に係る経費であります。

5款3項2目保健指導事業費3万4,000円の増は3節職員手当等であり、保健指導に従事する会計年度任用職員に係る時間外勤務手当であります。

9款1項1目予備費は1,562万5,000円の増で、5,952万2,000円となります。

以上、補正予算の説明となります。

続きまして、議案第49号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ3,129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,902万5,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護保険料の本算定に伴う補正と、地域包括ケアシステム深化推進事業補助金の交付による補正、低所得者保険料軽減額確定による補正、令和5年度繰越金の確定による補正、社会保険診療報酬支払基金の前年度分の追加交付による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

1 款保険料から 9 款諸収入まで合計3,129万6,000円を追加し、歳入合計を24億2,902万5,000円にするというものでございます。

次に、2 ページの歳出であります。3 款地域支援事業費から 6 款予備費まで合計3,129万6,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の24億2,902万5,000円にするというものでございます。

財源内訳は、国県支出金75万6,000円の増、一般財源が3,054万円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、本算定により調定額を確定し、徴収率を勘案して、第 1 節特別徴収保険料1,540万9,000円の増、2 節普通徴収保険料74万円の減で、合計1,466万9,000円の増となります。

これは被保険者が69人増加したことに併せ、所得段階別の被保険者数の内訳において、所得が比較的低い第 1 から第 3 段階の人数が減少し、高所得者層の第 7、第 8、第 9 段階の人数が増加したことなどによるものでございます。

5 款 2 項 2 目地域包括ケアシステム深化推進事業補助金75万6,000円の増は、一般介護予防事業で実施する送迎つきサロン及びe スポーツサロン、認知症総合支援事業における認知症映画上映の取組が採択を受けたことによるものであり、補助率100%となっております。

7 款 1 項 3 目低所得者保険料軽減繰入金495万9,000円の減は、現年度分については、第 9 期計画の制度改正により公費軽減の割合が変更となったことによる515万3,000円の減、過年度分については、令和 5 年度分の低所得者保険料軽減事業費が確定したことによる19万4,000円の増でございます。

4 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目繰越金1,885万6,000円の増は、令和 5 年度繰越金が確定したことによるものでございます。

9 款 3 項 4 目雑入197万4,000円の増は、社会保険診療報酬支払基金給付費が令和 5 年度事業費精算により追加交付となったことによるものでございます。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出であります。

3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費及び 3 款 3 項 7 目認知症総合支援事業は、県補助金の採択を受けたことによる財源内訳の補正であります。

4 款 1 項 1 目償還金885万4,000円の増は、過年度還付金が30万8,000円の増、令和 5 年度事業費精算による国、県、支払基金への返還金が854万6,000円の増となります。

6 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目予備費は2,244万2,000円の増で、8,026万円となります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号「令和 6 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」について説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,373万8,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う保険料の補正及び令和5年度繰越金が確定したことによる補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

第1款後期高齢者医療保険料及び4款繰越金に35万5,000円を追加し、歳入合計を2億2,373万8,000円にするというものでございます。

次に、2ページの歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金に35万5,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億2,373万8,000円にするというものであります。

財源内訳は、一般財源が35万5,000円の増であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料44万5,000円の減は、当初算定時よりも軽減世帯数が増となったことによるものでございます。

4款1項1目繰越金80万円の増は、令和5年度繰越金が確定したことによるものでございます。

4ページをご覧ください。

3の歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金35万5,000円の増は、本算定による保険料の変更及び繰越金の確定により、広域連合納付金の額を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第51号から議案第52号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第51号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご

説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億7,166万5,000円に13万3,000円を追加し、4億7,179万8,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,141万3,000円に13万3,000円を追加し、3,154万6,000円に改めるものであります。

今回の補正は、職員の扶養親族の異動に伴う人件費等を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の3,192万4,770円から13万3,000円を減額し、3,179万1,770円となり、資金期末残高は8億8,044万582円となります。

3ページをご覧ください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出、1款1項4目総係費13万3,000円の増は、職員の扶養親族の異動に伴う人件費等を計上したものであります。

5ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入4億9,921万5,000円、収益的支出4億7,179万8,000円、税込当期純利益2,741万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,533万6,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税48万8,000円を差し引き、税抜当期純利益は1,159万3,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額9,713万3,000円の補填財源につきましては、下段補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第52号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,743万7,000円の補填財源を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万5,000円、引継現金206万9,000円、当年度分損益勘定留保資金9,190万円、利益剰余金562万3,000円に改めたいと

いうものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額4億2,755万7,000円に540万円を追加し、4億3,295万7,000円にしたいというものであります。

第3条、地方公営企業法の適用に伴う打切り決算により、令和5年度末における下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の未収金及び未払金の確定により、予算第4条の2中、未収金及び未払金は、それぞれ1,420万6,000円、3,147万9,000円に改めるものであります。

第4条、予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。借入限度額を540万円追加し、3,760万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

裏面をご覧ください。

第5条、予算第11条に定めた当年度利益剰余金を1,149万2,000円に、資本的収支不足額に対する補填財源を562万3,000円にそれぞれ改めるものであります。

今回の補正は、地方公営企業法の適用に伴う打切り決算により、令和5年度末における下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の未収金及び未払金の確定と、企業債のうち資本費平準化債の発行対象の拡充によるものを計上したものであります。

1ページをご覧ください。実施計画であります。詳細につきましては、5ページの予算明細書にてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の1億3,154万3,320円に1,738万9,314円を追加し、1億4,893万2,634円となり、資金期末残高は1億6,827万3,380円となります。

3ページをご覧ください。令和6年4月1日における予定開始貸借対照表でありまして、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。令和7年3月31日における予定貸借対照表でありまして、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

資本的収入、1款1項1目企業債540万円の増は、資本費平準化債の発行対象の拡充によるものでして、これまで対象外とされていた過去に発行した資本費平準化債の元金償還金が発行対象となったことによるものであります。

6ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入5億4,138万3,000円、収益的支出5億1,204万6,000円、税込当期純利益2,933万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万5,000円を差し引き、税抜当期純利益は1,149万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額1億1,743万7,000円の補填財源につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎決算特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第9「決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第8号「令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件については、委員会条例第5条の規定により、議長、監査委員を除く12人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号「令和5年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第8号「令和5年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件については、議長、監査委員を除く12人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

1番、高久敏明君。2番、五十嵐孝子君。3番、目黒克博君。4番、物江政博君。5番、横山智代君。7番、佐藤宗太君。8番、五十嵐正康君。9番、青木美貴子君。10番、五十嵐一夫君。11番、水野孝一君。12番、酒井育子君。13番、山口 享君。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、12人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました12人を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において決算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番、酒井育子君をお願いいたします。

◎振興計画審議特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第10「振興計画審議委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第45号「第六次会津坂下町振興計画後期基本計画」については、委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員13人の委員で構成する振興計画審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号「第六次会津坂下町振興計画後期基本計画」については、議長を除く議員13人の委員で構成する振興計画審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました振興計画審議特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

1番、高久敏明君。2番、五十嵐孝子君。3番、目黒克博君。4番、物江政博君。5番、横山智代君。6番、小畑博司君。7番、佐藤宗太君。8番、五十嵐正康君。9番、青木美貴子君。10番、五十嵐一夫君。11番、水野孝一君。12番、酒井育子君。13番、山口 享君。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、13人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13人を振興計画審議特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

振興計画審議特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において振興計画審議特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番、酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

9月6日から8日までは、休会であります。

9月9日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、8月22日の正午に通告を締め切っており、議員10名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時01分）

直ちに、議員のみによる決算特別委員会及び振興計画審議特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様はこの場にお残りいただければと思います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月5日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員